

第67回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第7号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 第120号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 第121号議案 神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定の件
- 第122号議案 神河町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 第123号議案 神河町税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第124号議案 神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第125号議案 神河町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第126号議案 神河町水道法施行条例の一部を改正する条例制定の件
- 第127号議案 平成27年度神河町一般会計補正予算（第6号）
- 第128号議案 平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第129号議案 平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 第130号議案 平成27年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第131号議案 平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）
- 第132号議案 平成27年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第133号議案 平成27年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第134号議案 平成27年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）

神河町告示第139号

第67回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年11月27日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 平成27年12月7日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

藤 原 裕 和

藤 原 日 順

山 下 皓 司

宮 永 肇

藤 原 資 広

廣 納 良 幸

小 寺 俊 輔

松 山 陽 子

三 谷 克 巳

小 林 和 男

藤 森 正 晴

安 部 重 助

○応招しなかった議員

な し

平成27年 第67回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成27年12月7日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成27年12月7日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第7号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第5 第120号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 日程第6 第121号議案 神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定の件
- 日程第7 第122号議案 神河町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第123号議案 神河町税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第124号議案 神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第125号議案 神河町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第126号議案 神河町水道法施行条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第127号議案 平成27年度神河町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第13 第128号議案 平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 第129号議案 平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 第130号議案 平成27年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 第131号議案 平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 第132号議案 平成27年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 第133号議案 平成27年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 第134号議案 平成27年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第7号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第5 第120号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 日程第6 第121号議案 神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定の件
- 日程第7 第122号議案 神河町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第123号議案 神河町税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第124号議案 神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第125号議案 神河町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第126号議案 神河町水道法施行条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第127号議案 平成27年度神河町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第13 第128号議案 平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 第129号議案 平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 第130号議案 平成27年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 第131号議案 平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 第132号議案 平成27年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 第133号議案 平成27年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 第134号議案 平成27年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）

出席議員（12名）

1番 藤原裕和	7番 小寺俊輔
2番 藤原日順	8番 松山陽子
3番 山下皓司	9番 三谷克巳
4番 宮永肇	10番 小林和男
5番 藤原資広	11番 藤森正晴

 欠席議員（なし）

 欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

 局長 澤 田 俊 一 係長 楨 良 裕

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	地域振興課長	石 堂 浩 一
副町長	細 岡 重 義	地域振興課参事兼観光振興特命参事	
教育長	澤 田 博 行	山 下 和 久
会計管理者兼会計課長兼町参事		建設課長	真 弓 俊 英
.....	谷 口 勝 則	地籍課長	児 島 則 行
総務課長	前 田 義 人	上下水道課長	中 島 康 之
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課長兼地域局長	
.....	児 島 修 二	大 中 昌 幸
総務課副課長兼地域創生特命参事		病院事務長	細 岡 弘 之
.....	藤 原 登志幸	病院事務次長兼医事課長	
情報センター所長	藤 原 秀 洋	浅 田 譲 二
税務課長	和 田 正 治	病院総務課長兼施設課長	
住民生活課長	吉 岡 嘉 宏	藤 原 秀 明
住民生活課参事兼防災特命参事		教育課長	松 田 隆 幸
.....	田 中 晋 平	教育課参事兼センター所長	
		坂 田 英 之

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

ことしも、はや師走に入り、日増しに寒さも厳しさを増してきました。本日ここに第67回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは町政のため、まことに御同慶にたえません。

ことしは、平成の大合併により10周年を迎えた各市町で記念式典並びにそれぞれの町に合った記念行事がとり行われ、節目の年としての1ページが刻まれたものと思いま

す。次の20周年に向けての新たなスタートにもなりました。

神河町におきましても、地域創生、人口減少対策、高齢化対策等々、課題山積みの中、地域住民の暮らしを第一に議会、執行部ともに目的を誤ることなく施策遂行に鋭意努力しなければなりません。後ほど議会運営委員長より詳しく説明がありますが、今次定例会には、報告、人事案件、条例制定並びに一部改正、補正予算等16件が提案されます。町政にとって大変重要な案件ばかりであります。議員各位には格別の御精励を賜りまして、適切妥当な結論が得られ、結果として町民の負託に応えられるよう望みまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。師走に入り、何かと気ぜわしい毎日となつてまいりました。議員各位には、それぞれ御健勝にて御活躍されておりますこと、お喜び申し上げます。

比較的暖かかった晩秋でしたが、11月末には札幌で11月の積雪としては実に62年ぶりとなる40センチを超える大雪となるなど、全国的にも一気に冷え込んでまいりました。神河町も27日には初冠雪と、本格的な冬到来といったところでございます。昨日行われた福崎町長選挙では、嶋田町長の後継指名を受けた橋本省三氏が当選をされました。橋本新町政とともに神河町も連携を強めていきながら、それぞれの町の発展のため、神崎郡発展のために邁進してまいりたいと考えます。

11月7日に開催いたしました神河町誕生10周年記念式典は、大変お忙しい中、多くの御来賓、町民の皆様にご臨席いただき、盛大に開催することができました。国会議員を初めとする御来賓各位からの心温まるお祝いの言葉と和太鼓の演奏、10年の歩み、大学連携の中から誕生した「神河のたからもの」の音楽と映像で、さらにまちづくりの功労者、功労団体表彰に花を添えていただきました。改めて神河町のまちづくりに御尽力賜りました全ての町民の皆様、地域団体、事業所、関係機関に心から感謝申し上げます。

神河町のまちづくりの道のりは決して平たんではありませんでしたが、これからは新たに人口減少という克服しなければならない大きな課題の中で、国、県を初めとした関係機関の御支援のもとでの環境づくりは不可欠ではありますが、改めて、まちづくりはそこに住む人たちが築き上げていくべきもの、まさしく地域で取り組むべき課題であると確信いたしましたところであります。あす12月8日には、子供の夢をかなえる事業として、「神河町が住み続けたい町になるために」をテーマに、神河中学校2年生との町長懇談会を開催させていただきます。将来の神河町を担う子供たちと一緒にまちづくりについて考え合いたいと思っております。

12月4日から人権週間が始まりました。それに先駆けて、29日には人権・青少年健全育成大会が開催されました。また、兵庫県の御支援を得て進めています峰山高原・

冬のリーディングプロジェクトモニターツアーは、発表と同時に応募者殺到の盛況であり、現在進めています峰山高原スキー場建設に向けた兵庫県環境審議会では、冬の魅力づくりにとどまらず、夏の集客や貴重植物を活用した高原の魅力アップに向けた意見が出されるなど、兵庫県を初め、神河町の魅力づくりへのさまざまな支援の輪が実現に向けて始動し始めています。神河地域創生の大きなプロジェクトと位置づけ、兵庫県とともにしっかりと取り組んでまいります。

本日は第67回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り議会が開催できますこと、厚くお礼申し上げます。今定例会におきましては、専決処分1件、人事案件1件、条例制定6件、平成27年度各会計補正予算8件の計16件を提案させていただきます。議員各位には慎重審議により御承認賜りますようお願いを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

午前9時06分開会

○議長（安部 重助君） ただいまから第67回神河町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

1番、藤原裕和議員、2番、藤原日順議員、以上2名を指名いたします。

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、先般開かれまして議会運営委員会の決定事項について報告を受けます。

藤原日順議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（藤原 日順君） 2番、藤原でございます。去る12月2日に議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営等について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から12月22日までの16日間と決しております。

町長から提出されます議案は、報告1件、人事案件1件、条例制定1件、条例の一部改正5件、補正予算8件、計16件であります。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日、第1日目は、提案説明の後に質疑を行い、報告第7号については了承、第120号議案から第126号議案については表決をお願いすることにしております。第127号議案の一般会計補正予算については、総務文教常任委員会に付託し、審査をお願い

することになります。第128号議案から第134号議案の各特別会計、企業会計補正予算については最終日採決としております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締め切りを11月27日の午後3時とし、通告がありました8名の議員により、本会議第2日目の15日と16日に行います。

22日の最終日は、委員会に付託しました議案の審査報告を受け、表決をお願いすることとしております。なお、閉会中に受理しております陳情書、要望書につきましては、議会運営基準第140条の規定により、その写しを配付しておりますので、御確認ください。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長にお願いしております。議員各位には、格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月22日までの16日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月22日までの16日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（安部 重助君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より、例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員長からお願いいたします。

宮永肇総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） おはようございます。総務文教常任委員会の宮永でございます。閉会中の調査結果について御報告をいたします。

去る11月17日に委員8名でもって総務文教常任委員会を開きました。行政側は全員御出席ということでございました。これについて、午前9時から16時36分までと

いうことをごさいますて、閉会中の課題として、各課に通告した調査事項の進捗状況について報告を受けましたので、各課ごとに報告をいたします。

各課の報告は、それぞれ事務事業進捗管理シート、課運営目標管理シート、重要事業目標管理シート等によるものであります。課題に対する報告及び主な質疑応答についての報告でございます。

まず、教育委員会事務局に関する事柄をごさいますて、閉会中の調査事項については、教育課、学校教育、社会教育資料としてまとめた報告書での説明をごさいますて、あわせて、教育長、教育課長より、その要旨について補足説明を受けました。内容は、継続審議事項として、大項目で以下の4項をごさいますて、その他、報告、懸案事項等の構成によるものであります。

その1、教育委員会の機能を生かした活動状況についての報告であります。まず1番目に、平成27年度の教育委員会活動の報告として、教育委員会は2回開催済みでごさいますて、今後2回また開催される予定でごさいます。次に、総合教育会議というのを1回開催しております。また、学校訪問は2回、寺前小学校、越知谷小学校、長谷小学校を行い、また、今後の予定としては神河中学校、神崎小学校ということになっております。その他の会議を3回開催しました。これは、郡、県町村、中・西播磨の市町教育研修会というふうなところでございますて、町外の組織と合同の総会でごさいます。

2つ目には、教育委員会評価委員会でごさいますて、外部評価委員5名による教育委員会及び委員会事業の評価を実施いたしました。評価委員会を3回開催いたしました。9月議会で報告をした後、以降ホームページに掲載して公表いたしますという報告でごさいました。

その2つ目に、幼稚園・小学校・中学校施設整備事業の進捗状況についての報告でごさいます。1つ、寺前小学校大規模改造工事第2期分でごさいますて、4月に入札後、仮契約を締結し、補助事業採択を受け、6月16日、議会の承認により本契約を締結しました。業者としては、工事は立建設株式会社、契約金額は2億1,556万8,000円、税込みでごさいました。また、監理については、(株)内藤設計の兵庫支店、契約金額としては129万6,000円、税込みということでごさいますて、工期は、平成27年6月16日から9月の25日までということでごさいますて、備考として上げられておりますのが、夏休み期間中に工事を実施し、順調に進捗をいたしましたということでごさいます。8月24日月曜日に当委員会で視察を行いまして、その後、8月27日に町の完了検査を受けて、2学期から使用開始した旨の報告を受けました。

3つ目には、児童・生徒の食育推進レベルアップの取り組みについて、前回の報告に準じた活動取り組みをしている旨の報告を受けております。

その4としては、重複施設の維持管理の検討状況ということでごさいました。1つ、社会体育施設のあり方の検討ということで、総務課の神河町公共施設等総合管理計画策定業務と連動をしますということでごさいます。施設の老朽化程度の状況把握だけでな

く、利用状況、地域性、建設経緯等を総合的に判断し、重複施設等の今後のあり方について検討をするとの報告を受けております。また、2つ目には、粟賀小学校校舎等の解体撤去工事、これは統合による廃校施設でございます。町内業者3社から見積もりを集め設計、10月13日に入札とし、10月15日、議会の承認により契約をしました。業者は、工事に関しては株式会社宮本組、契約金額は1億5,228万円、税込みということでございます。また、工期は、平成27年10月15日から平成28年3月15日ということでございます。

その他の懸案事項、報告として上げられておりますのが、まず、少子化に対応した活力ある学校づくりについてということで、学校統廃合については、平成25年4月に、1中学校、4幼稚園・小学校の統合により一定の成果を見たところであるが、神河町における少子化の進行、あわせて、平成27年1月に文科省から公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引が出されたこともあり、小規模校を中心に今後の学校づくりについて検討、充実させていく必要があると考えておるとのことでございます。また、小規模校の取り組みについては、長谷小学校区区長との意見交換、これを10月29日に持ちましたという報告でございます。また、越知谷小学校区区長との山村留学推進委員会での意見交換等を行いましたとの報告でございました。

また、特色ある学校づくりということについては、GATE等を活用した小学校での放課後英語チャレンジ学習の検討を進めておるとのことでございます。また、地域創生総合戦略事業における村を守ろう、地域を守ろう、町を守ろう教育の推進、これは日本一の学校づくりということでございまして、これへの取り組みの検討ということになっております。

また、解体工事に懸念される質疑として、まず、アスベストを含む建材の状況、それとそれの撤去に関して問題はないのかということございまして、これについては、設計書の中で調査をすることにしておる、現在、幼稚園の屋根のスレートに該当するものがあり、解体に際しては、全て手作業として、袋詰めにして粉じんの飛散を防止するようにしておるとの答弁で教育課長のほうからいただきました。

また、山村留學生の神河中学校への進学ということについて質問がありまして、条件として整えば可能であるのかどうかということの内容でございまして、これについて、公の教育ですから住所を神河町へ移されて、子供の生活拠点が神河町内に移れば受け入れますということで教育長からの御答弁をいただいております。

次に、地域交流センターでございますが、課題として、センターの管理運営状況と課題解決に向けた取り組みということでの報告でございました。また、事業の執行状況の報告説明を受けましたが、特筆すべき質疑等はございませんでした。また、9月議会での課題を生かした取り組みを継続されたいと願うところでございます。

また、公民館事業でございますが、課題としては、生涯学習の拠点としての公民館のあるべき姿についてということで御検討をお願いしておるわけでございますが、事業の

執行状況の報告説明を受けましたが、特に特筆すべき質疑等はございませんでした。この件も9月議会での課題を生かした取り組みを継続されたいと願うところでございます。

また、給食センターでございますが、課題としては、食育、メニューの改善、地産地消等の取り組みについてという項目でございます。食材の安全対策、食品添加物、残留農薬等について、また、給食費の滞納徴収状況についてということでございます。これも事業執行状況の報告説明を受けましたが、特筆すべき質疑等はございませんでした。特に課題としては、ずっと継続して同じ項目を上げておりまして、この内容が徐々に変わることを願っておるところであります。

また、情報センターでございますが、課題としては、ケーブルテレビの将来像の検討状況についてということが、ここ何年かにかけての検討課題ということで掲げておりますが、概要の報告説明を受けた後の検討を願いたい課題でございます。今後の運営方式、あるべき姿の検討の手段として、住民アンケートをとったのであるが、それをどのように反映させるかでありということで、進捗についてはどうなのかという質問をいたしました。また、情報センターが欲しかった情報で自主番組とか告知放送、電話とかいろいろありますが、住民の方々は自主番組の放送を望んでおられるということがわかりました。これは9月の調査でも同様の答弁をいただいております。また、インターネットの速度に関しても、料金との関係もあり、今のままだもよいという結果もわかりました。これも9月の御答弁と同様の内容でございました。住民の方々の意見を聞くという意味では、ケーブルテレビ自体の運営についての批判的な意見が少なかったという部分で、関係者としては喜ばしいというふうな趣旨の御答弁もございましたが、自主放送番組の充実という部分については、今までどおりやっつけていかなければならないという方向性は出しておりますということでございました。特に変化がないので、前回委員会での課題を再びお願いするというようにしております。

総務課でございますが、課題としては、これも継続してお願いしておりますが、行政経営の仕組み、総合人事管理制度、組織体制強化などの実践と、さらなる充実に向けた取り組み状況についてであります。行財政改革最重点取り組み項目の進捗状況についての調査であり、また、長期財政計画、平成44年までの財政シミュレーションについての検討協議ということであり、また、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定状況についての検討であり、また、公共施設等総合管理計画の策定状況についての御検討をお願いしております。事業執行状況の報告説明を受けた後、今後の取り組みへの課題についての質疑がありましたが、執行部側では、現在、まだ体制づくりの段階等で核心に触れるところには至っていないということで、質疑の詳細報告については割愛をします。内容については、9月の調査のときとほぼ同じということでございました。特に変化がございませんでしたので、前回委員会での課題を再び掲示させていただいております。

次に、会計課でございまして、課題としては、資金の収支計画と公金の出納管理状況

についてであります。これも継続して調査をお願いしているところでありまして、事業の執行状況の報告説明を受けましたが、特に特筆すべき質疑等はございませんでしたので、継続して調査をお願いしたいというところであります。

また、税務課。課題としては、適正、公平な課税の実施と収納率向上への取り組み状況についてお尋ねをしました。質問としては、税の滞納と徴収について、最近の状況についていかがであるかということをお尋ねしております。これについて、県下における町税の収納率は、ここ最近は若干低下しております。今年度は県下で第4番目となっておりますということで、ここ3年余りの間は1位を確保しておりましたが、他の市町の取り組みが非常に強化されてきていることで、当町の収納率の順位が下がったというふうなことで、この要因の分析ということで、税務課長からの御報告がございました。事業執行状況の報告説明を受けましたが、そのほかで特筆すべき質疑はありませんでした。

要約いたしますと、以上でございます。

○議長（安部 重助君） 次に、民生福祉常任委員長をお願いいたします。

松山陽子民生福祉常任委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（松山 陽子君） 民生福祉常任委員長の松山でございます。閉会中の平成27年11月12日に開催しました当委員会について報告させていただきます。

執行部からは、副町長及び関係課の管理職員の方々の出席のもと、事務調査を行いました。詳細については割愛させていただき、重点調査事項に関する説明内容と主な質疑応答を中心に報告させていただきます。

まず、公立神崎総合病院所管について報告いたします。

初めに、27年度9月末までの中間決算の状況についての説明を受けました。9月末までの累計の入院患者数は1万9,765人で、前年度に比べ約1,300人ふえています。外来患者数は5万7,661人で、前年度に比べ約1,600人減っています。9月末現在の予算執行状況につきましては、事業収益は15億5,960万円、事業費用は14億6,033万円で、差し引きした純利益は9,927万円となり、昨年同時期に比べると7,307万円のプラスとなっています。

質疑では、患者が減っている最大の原因はとの質問に対し、医師不足による医師への負担がふえ、救急を制限するなど、全ての患者さんを受け入れられない状況が続いていること、それによる患者離れが一番の原因である。しかし、北館の改築や病院の将来に向け、先生方と院長、副院長で協議を続けていただいた結果、救急を受け入れる努力をし、断った場合の検証もしていただくということになり、9月後半からは患者がふえているとの回答でした。

次に、医師の確保対策については、現在、大阪医科大学からは循環器内科医が2名を週1.5日ずつ、総合内科医を1名、週1日派遣していただいている。また、大阪医科大学で総合診療医を養成しておられる鈴木先生が、8月に神崎総合病院を拠点に行った地

域医療体験等のこれらの情報をいろいろなところに発信してくださっているおかげで、総合診療医1名が来年度から非常勤の形で当院に来たいという要望が出ている。そして医師修学資金制度による第1号の医師が来年度から内科医として勤務していただく予定であるとの説明でした。

次に、北館改築については、現在、基本計画、基本設計の策定中であり、スケジュール的には、手術室の機能継続の関係もあり、平成30年度末を完成予定としているとの説明でした。

健康福祉課所管について報告いたします。

地域包括ケアシステム構築の推進状況については、平成28年の完成に向け在宅医療・介護連携推進協議会を立ち上げ、準備を進めている。介護保険法改正に伴う関係事業の取り組み検討については、通所介護事業所へ今後の取り組みについてのヒアリングを行ったことや、地域見守りネットワーク会議の設置予定であるとの説明を受けました。

質疑では、インフルエンザワクチンについて、予防接種を希望する町民の全員が受けられるだけのワクチンの数を確保しているのかとの問いに対し、65歳以上の方の分については前年並みの確保はしているが、一般の方の分までは把握できていない状況にある。今後は、住民の健康を守る健康福祉課として、病院等の関係機関と連携をとり、把握に努めたいとの回答でした。また、健康診断について、国民健康保険の方を対象とした町ぐるみ健診の受診率だけでなく、各企業や事業所での健診や人間ドックなどを含めた、全町民を対象とした受診率は出せないものかとの問いに対し、全戸に配布する町ぐるみ健診の受診申し込み票を活用して、事業所などのその他の機関で健診を受けられたということの把握が可能であるかを前向きに検討したいとの回答でした。

その他、老人クラブ連合会単位クラブの統合については、1集落に2クラブが組織されていた町内4集落について、平成28年度から1クラブずつに統合し、運営することになったとの説明を受けました。

指定障害者支援施設の入所者への介護保険料の還付については、香翠寮などの障害者支援施設が数年前より介護保険被保険者適用除外施設の指定を受けていたことから、その施設の対象となる入所者に対し、介護保険料及び国民健康保険税をさかのぼって還付する予定であり、近隣市町と情報を共有して統一した還付方法をとりたいとの説明を受けました。この還付に至った理由に、免除を受けるには本人申請が基本ではあるが、法改正で対象となった施設やその入所者に対し、行政側からの十分な情報提供ができていなかったことも要因の一つと考えられることから、今後においては、よく精査し、不公平感のないよう対応していただくよう要請しました。

次に、地域局所管について報告いたします。

質疑では、地域局と健康福祉課の統合については、町長懇談会の場で28年4月に統合する方向の考えであると口頭で説明をしておられるが、その後の区長会等で話し合いをされたのかとの問いに対して、12月の区長会で議題として出し、確認作業をしたい

との回答でした。

次に、住民生活課所管について報告いたします。

クリーンセンターの方向性については、現在、中播北部クリーンセンターの使用期限が29年度末までとなっていることから、その後におけるごみ処理をどうするかが大きな課題となっているが、この件について、夢前町のくれさかクリーンセンターへの業務委託については、10月23日付でくれさか環境事務組合から断りの回答があった。また、10月26日の中播北部行政事務組合定例会での質問に対して管理者である山名町長からは、市川美化センターやあぼしエコパークと委託先としての候補先はあるが、受け入れが難しいと考え、当施設、当クリーンセンターの延長について福本区と相談するとの回答をされたとの報告です。そして今後のスケジュールとしては、11月中に事務組合及び両町担当課会議を開き、その後、正副管理者会議で方向決定をし、福本区へ説明していくとの説明を受けました。

委員からの意見、要望として、市川・神河の2町協議、また、福崎を加えた3町協議をするにしても、まず神河町としての考えをしっかりとって協議に挑むべきである。地元福本区に対しては、できるだけ早く、そして丁寧な説明をして理解が得られる努力をしてほしい。クリーンセンターと火葬場を管理している中播北部行政事務組合及び下水道の汚泥と、し尿の処理場を管理している中播衛生施設事務組合での設立当初から現在に至るまでにいろいろ出てきた課題と約束事は、分担金、負担金や今後の施設運営についてその場での協議に必要となることから、時系列でまとめていただきたいと要望しています。

防災に関しては、11月1日に行われた自主防災訓練は、町内で1,330人の参加があったことの報告を受けました。委員からは、防災は、まず自分の命は自分で守るという意識づけが重要である、防災マップをもっと活用すべきであるなどのほかにも多くの意見が出ました。

このたびの常任委員会では、いろいろな課題がある中で、特にクリーンセンターについての進捗状況について不安を感じる委員会となりました。町民の皆様の生活に大きく影響するものであることから、スピードを上げた取り組みを要請しております。

以上で民生福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、産業建設常任委員長、お願いいたします。

藤原裕和産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（藤原 裕和君） 1番、藤原でございます。産業建設常任委員会の報告をいたします。

12月の定例議会前の常任委員会を11月5日と12月に入りまして12月の4日、この両日にわたって委員会を開催しております。

まず、11月5日の委員会の中で重立ったものの報告をしたいと思っております。

当日は、地域振興課長ほか観光参事等が、県の峰山の環境調査等の現地調査がござい

まして、途中、退席をされたという部分で、そういう委員会になっております。まず、地域振興課の商工観光係の関係では、前回の委員会でも大きく問題になっておりました農村公園ヨーデルの森の浄化槽からの汚水漏れ、この件についての報告をいたします。

9月以降ですけれども、その後のこの件の汚水の引き抜き費用、このお金が生じておるんですけれども、この負担などについての内容について、担当課外の総務課の課長が、こういう部分でここら辺の業者、指定管理者や浄化槽の管理業者等からの聞き取りをされたと、こういう部分で調査をなされております。そうした中で、設置者の町と指定管理者、この部分で双方がそれぞれ汚水抜き取り費用、この部分を半分ずつを負担をしようということで決定協議をなされたという報告を受けております。この問題については、各委員より浄化槽の危機管理の問題、また、再発防止などについての対応という、こういう部分について意見が多く出されました。

それから、冒頭でも申し上げました峰山スキー場の件につきましては、11月5日が県の環境審議会自然環境部会による現地調査がございました。こういう部分で行われたという報告を受けております。

それから、次に、観光係の関係では、観光交流センターを含む町内に10カ所の観光施設、重立ったものがあるんですけれども、これらの将来のあり方という部分での保全整備計画書、膨大な資料のここら辺の資料配付を受けたということでもあります。それぞれの施設の保全整備計画書をいただきました。

それから、次に、地域振興係の関係では、コミュニティーバス、この件で委員より質問なり、提案がなされました。その中では、1つは、足が不自由な方の乗降、乗りおりという部分での介助をというような提案もなされました。それからもう1点は、このバスが大型車両ではなく、もっと小さい車両のというような導入も考えてはというようなバス利用の提案もなされたところであります。

それから、若者向け住宅家賃補助、この件については、昨年度からという部分でおるんですけれども、姫路の税務署のほうから、ここら辺の家賃補助の補助金が雑所得となる旨の指導を受けたということでもあります。確定申告が必要になってくるというような報告も受けたんですけれども、ここら辺について委員の中から、不公平のない対応に努力すべき、こういう部分で意見が出されたところであります。それからまた、今年度よりスタートをしております若者世帯向け住宅取得の補助金については、この10月までの申請件数は10件、それから11月以降の申請予定というような部分では4件程度という報告も受けております。それから旧神崎町役場跡地に現在建設中でありまして若者向け地域優良賃貸住宅、通称中村団地なんですけれども、3棟12戸の建設については、来年の3月10日が完成となっており、現在建築中でありまして。また、この団地の3棟12戸に関する入居募集については、来年に入りまして1月から2月ごろというような予定で行われるとのことでもあります。

その他としまして、JR播但線の利用促進を図る意見、毎回出とんですけれども、そう

いう部分と、今回、寺前駅前商店街道路の部分と、中村、粟賀町の銀の馬車道、この道路の部分の傷みが激しいということで、その舗装というような質問も出たところであります。

次に、農林業係の関係では、前回の委員会でもカドミの対策という部分では質問も出たんですけども、ここら辺の取り組みに対して、平成22年度からの担当課、町の対策事業というような部分で資料をいただいた中で説明を受けました。その他としまして、林業の振興の関係では、中はりま森林組合の事業の実態、森林組合の実態ですね、ここら辺の資料も今回出されて説明を受けました。

次にですけども、地籍課の関係では、特に今回報告すべきことはございません。

次に、上下水道課の関係では、水道事業の簡易水道遠隔監視システム整備工事、この候補者選定についての公募型プロポーザルにより審査委員会で決定をなされたという報告を受けています。その審査委員会の審査内容としましては、事業者の信頼性、また、システムの概要、施工計画、運用時の安全性、そしてコスト等で採点したということで、決定がなされております。

次に、建設課の関係になるんですけども、建設課の関係では、従来から問題になっております町道水走り中河原線、寺前地内、秋桜たうん麓の道路用地の件で取得のめどがついたということでありまして、おくれておるんですけども、城山谷川等の橋梁部分の工事が来年度の予定で進められるとの報告も受けております。その他としまして、委員会の中で出たんですけども、越知谷地域の道路がなかなか改良が進まないということで、この越知谷地域の基幹道路の改良促進という部分の期成同盟会、こういう部分が従来あったようでありまして、ここら辺の復活ということの意見も委員の中から出たところであります。

続きまして、12月4日に行われました委員会の報告をさせていただきます。

この12月4日の委員会は、峰山高原のスキー場整備計画について、この1点に絞った中での委員会を開催しております。

まず、雪彦峰山県立自然公園の公園計画の変更では、11月5日の兵庫県環境審議会の自然環境部会において、スキー場の計画が比較検討がなされたようであります。資料もいただきました。ここら辺のスキー場のコースの快適性や環境に配慮した案が採用されて、計画案がこの委員会で決定がなされました。冒頭でも町長の挨拶でもスキー場の件あったんですけども、多少重複するかもわかりませんが、よろしく申し上げます。この計画案という部分で、少し説明をさせていただきます。

このスキー場の施設の運営などの概要については、事業区域面積が約43.8ヘクタールであります。スキー場のコースとしましては、3コース、具体的に、Aコースは858メートル、Bコースは1,143メートル、Cコースは955メートルの延長です。それからリフトについては、2人乗り、3人乗り、この2基であります。それから付随の施設としましては、休憩所等のセンターハウスが1棟、それから駐車場なんですけども、

最大780台収容ができる。それから人工降雪機等を設置する、そういう部分の人工降雪機が18基、それからその人工降雪機に伴います貯水池、水をためるといふ池、こういう部分、それから夜間営業ということでの照明設備、こちら辺も計画の概要に入っております。全体の事業費としましては8億円ということ。この人工降雪機の部分は、ただいま言いましたAコース、Bコース、CコースのAコースに設置をするということでもあります。

それから、環境保全の方針や関連施設、設備の概要についての説明も委員会で受けたところでもあります。また、このスキー場建設に係る水量調査、電気の容量、そしてスキー場の集客予測、そしてオープン後、10年間の収支計画書という部分の概要も委員会で示されたところでもあります。町長からは、このスキー場整備計画を地域創生の中で兵庫県との連携を深める中で、同意のもと、実現に向けて取り組んでいきたいという思いを力強く委員会の中では述べられております。しかしながら、委員より、来年の3月に決定されるということでの残された期間が余りにも少ない中で、判断するというだけの担当のこちら辺の説明が大変十分ではないというような意見も多く出ました。よりスキー場整備計画の進んだ取り組みが必要になってくるというような意見等も出たところでもあります。

最後に、これから担当、産業建設常任委員会は、この件については、今週になるんですけども、12月11日に人工スキー場等の調査研究のため視察を予定をしておるところであります。

以上、簡単な報告となりましたけれども、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（安部 重助君） それでは、ここで私のほうより報告をさせていただきます。

9月定例会以降、閉会中の重立った事項を報告いたします。

10月1日、地域優良賃貸住宅中村団地建築工事安全祈願祭が行われ、藤原裕和産業建設常任委員長と正副議長が出席しております。

10月4日、たつの市制10周年記念式典が開催され、私が出席しております。同じく10月4日、佐用町合併10周年記念式典が開催され、私が出席しております。

10月5日、中播北部行政事務組合議会定例会が開催され、藤森副議長、松山民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件では、平成26年度事務組合会計歳入歳出決算認定についてで提案説明がありました。同じく10月5日、神崎郡議長会が市川町で開催され、私が出席しております。

10月7日から8日、全国監査委員協議会研修会が東京で開催され、清瀬代表監査委員と山下監査委員が出席されております。

10月9日、県町議会議長会評議員会議が神戸で開催され、私が出席しております。平成28年度兵庫県政に対する要望について、その内容を決定しました。

10月20日、中播農業共済事務組合議会定例会が開催され、藤原裕和産業建設常任委員長と私が出席しております。平成26年度事務組合会計歳入歳出決算を認定しまし

た。

10月20日から21日、全国町村議会広報研修会が東京で開催され、広報公聴特別委員会の正副委員長と各委員に出席していただいております。10月21日、グリーンエコ笠形グラウンドゴルフ場オープンセレモニーが開催され、藤森副議長に出席していただいております。

10月22日、自治振興セミナーが奈良県で開催され、藤原日順議員、藤原資広議員に出席していただいております。

10月24日、新温泉町合併10周年記念式典が開催され、私が出席しております。同じく10月24日、地域安全郡民大会がグリンデルホールで開催され、藤森副議長に出席していただいております。

10月25日、香美町合併10周年記念式典が開催され、私が出席しております。同じく10月25日、宍粟市制10周年記念式典が開催され、藤森副議長に出席していただいております。

10月26日、中播北部行政事務組合議会定例会が開催され、藤森副議長、松山民生福祉常任委員長と私が出席しております。一般質問の後、平成26年度事務組合会計歳入歳出決算を認定しました。

10月27日、町人協指定人権教育実践発表会が長谷小学校・幼稚園で開催され、藤森副議長と各議員に出席していただいております。

10月28日、かみかわ夏まつり運営委員会が開催され、松山議員に出席していただいております。

10月29日、県市町正副議長研修会が神戸で開催され、藤森副議長と私が出席しております。「戦国武将に学ぶリーダーの条件」と題して作家・歴史家である加来耕三氏から講演を受けております。

10月30日、神崎郡町議会議員親善グラウンドゴルフ大会をグリーンエコ笠形で開催し、全議員が参加しております。10月21日にオープンした真新しい芝生の感触は良好でございました。

11月2日、姫路護国神社において終戦70年臨時大祭並びに秋季慰霊大祭が開催され、私が出席しております。

11月3日、多可町合併10周年記念式典が開催され、私が出席しております。

11月4日、中播衛生施設事務組合議会定例会が開催され、松山民生福祉常任委員長と私が出席しております。平成26年度事務組合会計歳入歳出決算を認定しました。同じく11月4日、西播磨市町議長会第2回総会と現地視察がたつの市で開催され、藤森副議長に出席していただいております。同じく11月4日、県町監査委員協議会研修会が神戸で開催され、清瀬代表監査委員と山下監査委員が出席されております。

11月5日と6日、町職員と合同で開催された人権研修会に全議員が参加しております。11月6日、香美町議会総務民生常任委員会が空き家対策について行政視察に来町

されています。議会からは私が、行政からは山名町長、石堂地域振興課長ほか担当職員に対応していただきました。11月7日、神河町誕生10周年記念式典がグリンデルホールで開催され、全議員が出席しております。同じく11月7日、神人協指定、市川町人権文化推進実践発表会が市川中学校で開催され、私が出席しております。

11月10日、県町議会議長会主催の郡部選出衆参国會議員との意見交換会が東京で開催され、私が出席しております。翌日の11月11日には、神河町議会として、衆参国會議員会館において関係国會議員に対して、公立神崎総合病院北館改築に対する交付税措置の拡充について独自で要望活動を行いました。その後、第59回町村議会議長会全国大会が東京のNHKホールで開催され、私が出席しております。町村のさらなる振興発展を目指した決議と国に対する要望内容を決定しました。

11月14日、神河やまびこ学園第9期生収穫祭が開催され、私と各議員が出席しております。

11月18日、県町議会議長会主催の全議員研究会が猪名川町で開催され、全議員が参加しております。「地方創生における議員の役割と使命」と題して前池田市長の倉田薫氏から講演を受けております。なお、各議員から提出された研修会参加報告書については、議員控室において閲覧できるようにしております。

11月19日、鳥取県智頭町議会総務常任委員会が定住促進対策について行政視察に来町されています。議会からは私が、行政からは細岡副町長、野村地域振興課参事ほか、担当職員に対応していただきました。

11月24日、西播磨市町長会・市町議長会合同の講演会が姫路市で開催され、全議員が参加しております。「地方創生の課題と地域力創造のポイント」と題して地域活性化センター理事長の椎川忍氏から講演を受けております。

11月25日、太子町議会福祉文教常任委員会が学校教育施設について行政視察に来町されています。議会からは私が、教育委員会からは澤田教育長、松田教育課長、藤原副課長に対応していただきました。また、学校視察において、神河中学校、藤原校長、神崎小学校、國本校長にお世話になりました。

11月27日、神崎郡議長会主催の全議員研究会を福崎町で開催し、全議員が出席しております。行政からは細岡副町長に来賓として出席していただきました。「人口減少社会と地域創生」と題して法政大学の岡崎昌之名誉教授から講演を受けております。

11月28日、神河町人権・青少年健全育成合同大会がグリンデルホールで開催され、私と各議員が出席しております。

12月3日、第4回神崎郡人権文化啓発講演会が市川町で開催され、各議員に出席していただいております。

会議規則第129条に規定する議員の派遣の件は、お手元に配付のとおり議員派遣しておりますので、御了承願います。

閉会中に受理した陳情書と要望書につきましては、その写しをお手元に配付しており

ますので、御確認ください。

なお、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、10月9日に第44号を発行し、10月26日に各区長様に配布しております。

以上で閉会中の重立った事項について報告を終わります。

日程に入る前に、ここで暫時休憩をいたします。再開を10時20分といたします。

午前10時10分休憩

午前10時25分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程に入る前に、先ほどの産業建設常任委員長の報告で一部誤りがあったそうでございますので、ここで訂正の発言を許します。

藤原裕和議員。

○産業建設常任委員会委員長（藤原 裕和君） 1番、藤原です。先ほどの委員長報告の中で、峰山スキー場の件で報告をした中でちょっと誤りなり、言い間違いがありました。

県のほうで環境審議会で検討中ということでの報告であります。審議会の答申は来年の3月をめどにされるようでありまして、その経過の中で計画案が委員会の中で示されたということにして、審議中ということ、県主導で町の担当課と一緒にやるということであります。

それから、そのスキー場の事業費等でありますけれども、これも当初は8億円ということでしたんですけれども、12月4日の担当常任委員会で出た資料の中では、8億が事業費がふえてきておるとい、確定ではないんで数字は申し上げられませんけれども、いろいろ計画案の中で概算事業費をとということで、ふえてきておるといことであります。今現在は、そういう部分は確定はしてない、不確定な部分で答申、来年の3月に向けて協議、審議されとるといということで、御了解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） それでは、これより議案の審議に入ります。

日程第4 報告第7号

○議長（安部 重助君） 日程第3、報告第7号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第7号について、報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件、交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解についてでございます。町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、本年8月24日に発生した公用車事故の対物事故分について、9月22日に示談が成立しましたの

で、同日付で専決処分させていただいたものです。

なお、詳細につきまして総務課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。詳細について御説明をいたします。

専決処分書をごらんください。事故発生日は、平成27年8月24日月曜日午前9時50分ごろです。事故発生場所につきましては、観光交流センター前の県道長谷市川線で、公用車はホテルリラクシアに配備している送迎用のハイエースで、マックアースの従業員が南下するため観光交流センターからバックで県道に出たところ、同時に、県道西側にありますクリーニング店駐車場から同じく南下するためにバックで県道に出てこられた町内女性が運転する車と接触したものです。事故の責任割合は双方50%ということで、9月22日に示談が成立いたしました。その結果、損害賠償は先方車両の修理代の50%、7万378円で、平成27年11月10日に支払いました。なお、公用車の修理代の50%、6万2,000円と先方へ支払いました7万378円と事故証明代540円を加えた13万2,918円を当町の加入している自動車共済から保険金として受け取っております。

以上、専決処分に係る詳細説明であります。以上です。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

報告第7号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第5 第120号議案

○議長（安部 重助君） 日程第5、第120号議案、神河町教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第120号議案の提案の理由について御説明申し上げます。

本議案は、教育委員として、旧大河内町時代から通算して15年にわたって本町教育行政の振興に御尽力いただきました中島寛治氏が平成27年12月20日をもって任期満了により退任されることに伴いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきます後任の神河町教育委員会委員任命の件でございます。

後任となります大仲れい子氏は、人格高潔で責任感が強く、地域活動においてもリーダーとして人望も厚く、教育、文化などに関する識見を有しておられる方でございます。

て、新たに教育委員に任命いたしたく提案するものでございます。

以上が提案の理由でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第120号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第120号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第6 第121号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第121号議案、神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第121号議案の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定の件についてでございます。

平成25年5月31日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下、番号利用法という、に基づき、平成27年10月から住民票を有する全ての方に1人1つの個人番号、12桁のマイナンバーが通知され、平成28年1月からその利用が始まります。この個人番号を利用した制度は、行政の効率化、添付資料の削減などの住民への利便性の向上や不正な受給の防止を図るなど、公平・公正な社会の実現を目的とした社会基盤となるもので、社会保険、税、災害対策分野において、国、都道府県、市町村等との情報連携を行うことが可能となります。しかし、

神河町独自の個人情報利用及び町の機関内部での庁内連携利用並びに町の機関相互での提供については、番号利用法第9条第2項及び第19条第9号の規定に基づき、条例で定める必要がございます。そのため、その利用及び提供が行えるよう必要な例規整備を行うものでございます。

以上が提案の理由及び内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田でございます。第121号議案の詳細につきまして御説明を申し上げます。

先ほど町長の提案説明で申し上げましたとおり、神河町独自の個人番号の利用及び町の機関内部での庁内連携利用並びに町の機関相互での提供については、番号利用法第9条第2項及び第19条第9号の規定に基づき、条例で定める必要がございます。本条例は、その規定に基づいて制定するもので、法の趣旨にのっとり個人情報を利用できる事務の種類と連携できる情報の種類を特定すること、また、それら特定された事務において個人番号を利用する際に、その適切な扱いを確保するための必要な措置を講じること等を規定いたします。

それでは、本条例を順に御説明申し上げます。

第1条は、本条例の趣旨を規定しております。

続きまして、第2条は、用語の定義を規定しております。1、個人情報、2、個人番号、3、特定個人情報、4、個人番号利用事務実施者、5、情報ネットワークシステムの5つの用語につきまして、それぞれごらんとおり定義をしております。

続きまして、第3条は、町の責務を規定しております。町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講じることとしております。

続きまして、第4条は、個人情報の利用範囲を規定しております。まず第1項におきまして、番号利用法に規定されていない個人番号を町独自で利用を行う事務を別表第1に規定しております。さらに、第2項におきまして、個人番号の独自利用を行う事務処理のために、庁内で個人番号を利用した情報連携を行うため個別に別表第2に規定しております。また、第3項におきまして、番号利用法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内での情報連携を行う旨を包括して規定しております。第4項におきましては、庁内連携により個人情報を利用できる場合は、他の条例等で義務づけられている書類の提出を省略することができる旨を規定しております。

続きまして、第5条は、規則への委任を規定しております。この条例の施行に際し必要な事項は、規則で定めることとしております。

以上、本条例につきまして御説明を申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第121号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第121号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第7 第122号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第122号議案、神河町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第122号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件についてでございます。

平成24年8月22日に公布された被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、平成24年8月22日法律第63号、以下、改正法というの主要な部分が平成27年10月1日から施行され、共済年金と厚生年金の統合に伴い、例規中に国家公務員共済組合法、昭和33年法律第128号、地方公務員等共済組合法、昭和37年法律第152号等の法律及び共済年金等の語を引用している場合は改正が必要となりますので、上記用語の引用箇所の改正等、必要な例規整備を行うものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から説明いたしますので、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田でございます。第122号の詳細について説明を申し上げます。

このたびの改正は、上位法である被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、以下、一元法という表現をしておりますが、による厚生年金法、地方公務員等共済組合法等の改正により、公務員共済組合の組合員が厚生年金保険制度に加入することとされたことに伴い、議会議員その他非常勤の職員が公務上の災害等に対する補償として傷病補償年金等が支給される場合において、同一の事由について他の法律に基づき、障害厚生年金その他の年金が支給されるとき調整に係る規定の改正、その他所要の改正をいたしたく提案するものでございます。

第1条は、神河町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正、第2条は、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部改正であります。ともに他の法律による給付との調整に関する規定で、年金たる損害補償として傷病補償年金、障害補償年金及び遺族年金及び休業補償について、当該損害補償の受給権者が同一の事由により厚生年金法等の法令による障害年金、遺族年金等の社会保障給付の支給を受ける場合には調整を行うことを規定しており、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法の一部を改正する法律の施行により共済年金が厚生年金に統合され、旧共済組合機関を有する者が施行日以後に新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることに伴う改正であります。

本改正文を見ていただきたいと思いますが、まず第1条は、神河町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、附則第5条第1項及び第2項の表をごらんとおり改めるものであります。

次に、第2条につきましては、神河町消防団員等公務災害補償条例、附則第5条第1項、第2項、第3項、第5項、第6項の文言及び表と同条第4項の文言をごらんとおり改めるものであります。附則につきましては、附則第1項では、神河町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例及び神河町消防団員等公務災害補償条例とも本改正を公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用すると規定、第2項から第4項までは、神河町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に関する規定で、第2項では、改正後の神河町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の経過措置として、適用日前に支給すべき従前に生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、従前の例によると規定。

第3項では、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法による職域加算に関する経過措置として、改正前の国家公務員共済組合法による職域加算、改正前の地方公

務員等共済組合法による職域加算の受給者が、同一の支給事由により改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金もしくは遺族厚生年金、国家公務員共済組合連合会が支給する年金のある給付のうち、障害共済年金もしくは遺族年金、地方公務員共済組合が支給する年金である給付のうち、障害共済年金もしくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例、附則第5条の第1項の規定は適用しないと規定。

第4項では、適用日である平成27年10月1日から施行日である公布の日、つまり本議会で可決いただいた日ということになりますが、その前日までの間に、改正前の規定により支給された年金たる補償及び休業補償を改正後の内払いとみなすと規定するものであります。

第5項及び第6項は、神河町消防団員等公務災害補償条例に関する規定で、第5項は、第2項と同じく改正後の神河町消防団員等公務災害補償条例の経過措置として適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、従前の例によると規定。第6項は、第4項と同じく、適用日である平成27年10月1日から施行日である公布の日、可決をいただいた日の前日までの間に改正前の規定により支給された年金たる損害補償及び休業補償を改正後の内払いとみなすと規定するものであります。

表等が大変多く、見づらい状況ではありますが、以上、本条例の詳細説明とさせていただきます。以上です。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございますか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第122号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第122号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第8 第123号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第123号議案、神河町税条例等の一部を改正する

条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第123号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町税条例等の一部を改正する条例制定の件についてでございます。

改正の理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定されたことに伴い、この法が求める必要な措置を定めるための改正と、軽自動車税及び国民健康保険税の納期について一部を改正するもの並びに介護保険の事業実施に係る適用の一部改正でございます。

詳細につきましては、税務課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。それでは、第123号議案の詳細説明をさせていただきます。

今回の神河町税条例の改正につきましては、大きく4点ございまして、1点目には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法でございますが、それらの制定に伴い地方税法の改正がなされ、町税条例、介護保険条例及び国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。各税目及び料に関する申告、申出書、減免申請等に係る申請におきまして、個人番号または法人番号を記載することを追加するものでございます。

2点目といたしましては、軽自動車税の納期を改正するものでございます。

3点目といたしましては、介護保険の事業実施について適用時期を改正するものでございます。

4点目といたしましては、国民健康保険税の納期を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明申し上げます。

恐れ入りますが、新旧対照表のほうをごらんください。まず、1ページをお願いいたします。第1条による改正でございまして、町税条例の改正でございます。まず、第36条の2第9項につきましては、新たに町内に事務所または事業所を有することになった法人や町内に寮、宿泊所、クラブ等を有することとなった法人で、町内に事務所または事業所を有しないものに必要事項を申告させる際に、法人番号を申告させることができるようにするものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。第51条第2項第1号につきましては、町民税の減免申請書に個人番号または法人番号の記載を追加するものでございます。以下につきましては、同じく個人番号または法人番号の記載を追加するものでございますので、

改正の内容のみを申し上げさせていただきます。

第63条の2第1項第1号につきましては、固定資産税に関する申出書につきまして、マンション等の共有部分面積割合の補正方法の申し出の申請書に関するものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。第63条の3第1項第1号及び第2項第1号につきましては、マンション等の共有の土地及び被災したマンション等の土地の案分の申し出において提供する申請書に関するものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。71条第2項第1号につきましては、固定資産税の減免申請書に関するものでございます。次に、第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号につきましては、住宅用地及び被災住宅用地の申請に関するものでございます。83条の第2項につきましては後ほど御説明申し上げます。

次に、5ページをお願いいたします。第89条第2項第2号につきましては、軽自動車税の公益減免申請書に関するものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。第90条第2項第1号につきましては、軽自動車税の身体障害者等に対する減免申請書に関するものでございます。次に、第139条の3第2項につきましては、特別土地保有税の減免申請書に関するものでございます。

7ページをお願いいたします。第149条第1項第1号につきましては、入湯税に関する特別徴収義務者の経営申告に関するものでございます。次に、7ページの下段、第10条の3第1項から10ページの第9項につきましては、固定資産税の減額に関するものでございまして、まず、第1項は、新築された住宅に対する減額でございます。第2項は、新築された認定長期優良住宅に対する減額でございます。第3項は、市街地再開発事業に伴う新築家屋に関する減額でございます。第4項は、新築されたサービスつき高齢者向け賃貸住宅に対する減額でございます。第5項は、防災街区整備事業に伴う新築家屋に対する減額でございます。第6項につきましては、耐震基準適合住宅に対する減額でございます。第7項は、新築された高齢者等居住改修住宅、高齢者等居住改修専有部分に対する減額でございます。第8号ですが、新築された熱損失防止改修住宅、熱損失防止改修専有部分に対する減額でございます。第9項では、耐震改修が行われた病院、店舗、旅館等の不特定多数に利用される建築物に対する減額でございます。

次に、11ページをお願いいたします。第2条による改正でございまして、介護保険条例の改正でございます。第8条第2項第1号につきましては、介護保険料の徴収猶予の申請に関するものでございます。第9条第2項第1号につきましては、介護保険料の減免の申請に関するものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。第3条による改正でございまして、国民健康保険税条例の部分でございます。第25条第3項第1号につきましては、国民健康保険税の減免申請書への個人番号の記載を追加するものでございます。以上がマイナンバー関連でございます。

大変申しわけありません。次に、もう一度5ページのほうへお戻りください。2点目の軽自動車税の納期の改正についてでございます。第83条第2項につきましては、軽自動車税の納期を、現行4月11日から同月30日までと定めておりますものを5月1日から同月31日までに改正するものでございます。軽自動車税につきましては、賦課期日が4月1日と年度当初であることから、納税者や賦課車両の移動確認作業及び賦課に係る帳票の準備や発送作業等、一連の作業に余裕がないのが現状でございます。それらに加え、来年度から地方公共団体情報システム機構からの軽自動車検査情報のデータ取り込みが開始されます。そうしたさらに業務が煩雑になるとともに、作業における遺漏が懸念されるところでございます。また、現在、兵庫県下において4月末納期を定めておりますのは当町を含め1市4町のみであり、それらの自治体においても納期の変更を検討されておるところでございます。こうしたことから、来年度以降、5月末納期に改正をするものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。3点目の介護保険の事業実施について適用時期を改正するものでございます。附則第15項1号及び第2号の改正でございますが、介護保険事業に関する在宅医療介護連携推進事業及び生活支援体制整備事業につきまして、当該事業実施のために必要な準備と円滑な実施が図られることを目的に、当初、実施時期を平成29年4月1日からと定め、国、県の動向を見ながらその準備作業を行っているところでございます。そうした中、今般、国の総合事業に係るガイドラインが示され、全国的にこうした事業の早期実施への取り組みがされつつあります。当該事業実施を早期に移行することで補助事業の上限額が有利であること、業務量が平準化され、早期に次の事業に取り組めること、また、次期保険料算定に影響があることなどが示されてきておりますことから、当町におきましても当該事業の早期実施を可能にするため、適用期日を改正するものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。4点目の国民健康保険税の納期を改正するものでございます。第12条第1項の表につきましては、国民健康保険税の納期を改正するものでございます。現在、国民健康保険税の納期につきましては、7月、9月、10月、11月、12月、1月の6期を定めておりますが、近年、納期限内納付が困難となり、滞納になる事案が増加傾向にあります。1期ごとの納付額が負担となっているケースもあるように思われることから、1期ごとの負担を軽減する意味からも、8月及び2月の2期分の納期をふやし、全体で8期の納期にするものでございます。

なお、附則におきまして、いわゆるマイナンバー法関連の改正につきましては、平成28年1月1日から施行とし、経過措置といたしまして、それ以前の部分については従前のおりとさせていただきます。軽自動車税及び国民健康保険税の納期に関する改正につきましては、平成28年4月1日から施行し、介護保険事業に関する改正につきましては、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用といたします。

以上、第123号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

たします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。前回の条例改正も一緒なんですけども、ちょっと要約したものを資料をつくってもらったほうがわかりやすいかなと思います。ぱあっといっぱい言われるとちょっとわかりにくいんで、それでわかりにくいとこだけ質問させていただきます。

先ほど軽自動車税は、4月11日から30日の分を5月からに換えられたと言われたんですけど、1市4町が現神河町がとってる団体だと言われたんで、その団体がどこかということと、それと今、国保関係でも納期のほうは変更がありました。これにつきましても同じような例で、よそも変えたからうちも変えるという意味なんですか。その2点をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。先ほど資広議員のほうから御指摘のございましたわかりにくいという部分につきましては、また今後、わかりやすい資料等を添付させていただくようにしてまいりたいというふうに思います。

先ほど申しあげました1市4町の分ですが、1市につきましては、たつの市でございます。ほか市川町、それから当町、神河町と、あとは但馬の香美町、それから新温泉町の1市4町でございます。

それから、国民健康保険税の部分につきましては、当町のみ案でございまして、その他の市町で改正があるという部分ではございません。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。1点お尋ねをしたいと思います。

36条の2の9項の改正の分の中で、今回、個人番号以外に新たに法人番号というものが出てきましたが、これを見ますと、法人番号もそれぞれについては町としては把握しておく必要があるというようなことであると思うんですが、その法人番号をそれぞれ各法人が、町のほうに知らせると言うとおかしいんですけど、そういうものについては申告時期にその法人番号を記入しておけばいいのか、それとも、それ以外に違う方法で町としては法人番号を把握しようとしているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 法人番号につきましては、税務署等における申告の際に法人番号の記述がされるようになってございます。また、こちらの町といたしましても、こうした書類等を通じまして法人番号の把握に努めてまいりたいと考えております。以

上でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。当然把握をしてもらうんですが、その把握という分で、改めて申告をしてもらうのか、町民税の申告時期で当然番号がわかりますので、そういうことでいいのかという、そういう質問です。

○議長（安部 重助君） 税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。このマイナンバー法の部分につきましては、実質的には28年1月1日から適用になるわけでございますが、実際に活用していくという部分につきましては、来年以降になろうかなというふうに思いますので、この1年間の中で申告がされました、その中で番号を把握してまいりたいと思っております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 同じ内容でしたので、質問いたしません。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第123号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第123号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第9 第124号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第124号議案、神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第124号議案の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

昨年度に新野駅前を整備しました少子化に対応するための新婚世帯と子育て世帯、いわゆる若者世帯向け賃貸住宅ですが、本年4月から好評につき全て入居いただいております。本年度も引き続き中村旧役場跡地に同じく3棟の若者世帯向け賃貸住宅の建設を進めております。完成は3月を予定しております。来年1月から入居者の募集を行う予定ですが、新野駅前団地に中村団地を加えるとともに、昨年の新野駅前団地の募集を踏まえまして、入居できる世帯として、新婚世帯、子育て世帯に加え、新たに婚姻予定者を追加するものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細説明を地域振興課長が行いますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課の石堂でございます。それでは、第124号議案、神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件の詳細説明をさせていただきます。

新旧対照表で御説明させていただきたいと思っておりますので、お聞きください。まず用語の定義、第2条第1項第4号の「若者世帯」に「婚姻予定者」を追加いたします。第6号で婚姻予定者とは、入居の申込日現在において、婚姻予定者同士の満年齢合計が80歳未満で、かつ入居後6カ月以内に婚姻し、夫婦で同居する者といたします。

次に、住宅の明け渡し請求、第32条の第1項第6号で、婚姻予定者が入居後6カ月以内に婚姻しなかったとき明け渡しをしていただくこととします。

次に、駐車場使用許可の取り消し、第41条第1項第5号と、次のページ、第2項につきましては、字体の変更によるものでございます。

別表においては、現在建設中の中村団地の建設年度、名称、位置、構造、戸数、家賃月額を加えるものでございます。

続きまして、神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

1ページをめくっていただき、新旧対照表をごらんください。入居者の所得基準、第2条第1項で、国の地域優良賃貸住宅制度の改正に伴いまして、所得額48万7,000円以下から38万7,000円以下に改正いたします。ただし、昨年度、新野駅前団地に入居されている方は継続して48万7,000円以下といたします。優良賃貸住宅入居申込書、第3条第1項第3号に、婚姻届け出予定者を記載した誓約書（婚姻予定者の場合のみ）を追加いたします。第4号に、課税説明書または非課税証明書（直近のもの）とし、第5号に、世帯全員の町税納税証明書（前年度のもの）といたします。請書及び連帯保証人の資格、第7条第3項第2号の入居者と同程度の収入では、基準がはっきりと

していなかったため、神河町営住宅管理規則の月収15万8,000円以上にあわせ追加いたすものでございます。

次のページをお願いいたします。家賃の減額期間、第10条第1項第1号で婚姻予定者を追加し、第2号では、条例第2条に婚姻予定者の追加により第6号から第7号に変更となるものでございます。また、第2項に婚姻予定者を追加いたすものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。なお、可決いただきましたら、来年の1月から入居者募集を行う予定でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第124号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第124号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第10 第125号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第125号議案、神河町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第125号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてでございます。

内容については、簡易水道施設等を上水道に統合するためのもので、第1条は、簡易水道等の上水道への統合に伴い「簡易水道事業」の文言を削除し、「水道事業を設置する」に改めます。第2条関係の別表、神崎水道、猪篠等6簡易水道及び渚特設水道の項目を全て削除し、神河水道に全面改定を行います。神河水道として給水区域は町内全世帯地区の一部、人口は推計により統合開始年度である平成29年4月1日時点での最大の1万1,640人、給水量も同様に5,120立方メートルといたします。

以上が提案の理由及び内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

上水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課の中島でございます。第125号議案について詳細を説明させていただきます。

町長の提案説明にもありましたように、このたびの条例改正は、簡易水道施設等を上水道に統合するための条例改正になります。

まず最初に、条例の施行日について説明いたします。

最下段の附則にありますように、施行は平成29年4月1日からいたします。では、なぜこの時期に提案するかというと、簡易水道統合補助事業の期間は平成28年度までの期間制限があり、現在28年度までで補助事業を行っております。その中で水道の集中監視システムの整備を行っていますが、簡易水道分だけしか行いません。神河町には上水道として神崎水道があり、これは補助対象にはなりません。この神崎水道も何とか補助対象で行えないかと県に協議したところ、町が必ず統合するという議会の承認を得て認可変更書を作成し、県に申請すれば、平成28年度で上水の補助事業を行ってもよいということで、平成27年度中に議会の議決をいただき、平成28年度に上水の補助事業を行います。簡水補助事業が平成28年度で終わりますので、平成29年4月1日から神河町の全ての施設が上水になります。以上のことにより、平成29年4月1日から施行とさせていただきます。

次に、内容でございます。新旧対照表をごらんください。第1条は、水道事業の設置です。「簡易水道事業」を削除し、「水道事業を設置する」といたします。2条関係の別表をごらんください。上水である神崎水道と6つの簡易水道施設、湧特設水道でそれぞれ給水区域、給水人口、1日最大給水量が定まっておりますが、今回、上水に統合するというので、名称を神河水道として、給水人口は町内全部の集落、給水人口と1日最大給水量は推計により統合開始年度の1万1,640人、1日最大給水量も5,120立米といたします。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第125号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第125号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第11 第126号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第126号議案、神河町水道法施行条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第126号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町水道法施行条例の一部を改正する条例制定の件についてでございます。

内容については、第2条の布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事について、水道法第12条第1項の規定により条例で定めることとなっているため、第1号及び第2号により定めていますが、水道法第3条第10項に定められた項目と同様のため、今回の改正で水道法第3条第10項に規定する工事に改めるものです。

次に、第3条2項は、布設工事監督者の資格を定めている条項で、第2項は、簡易水道事業関係を定めており、統合により簡易水道施設がなくなるために削除します。第4条は、水道技術管理者の資格を定めており、第3条同様、簡易水道関係の項目を削除いたします。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第126号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第126号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 1 2 第 1 2 7 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 1 2、第 1 2 7 号議案、平成 2 7 年度神河町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 1 2 7 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成 2 7 年度神河町一般会計補正予算（第 6 号）でございまして、補正予算（第 5 号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、債務負担行為補正において 1 事業の追加、人事異動、共済費の標準報酬制導入等に伴う人件費の増額、行政用電算システム関係経費の増減、ふるさと納税に関する経費の増額、CATV 事業でのインターネットサービスの機器更新による増額、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業に係る歳入及び特別会計への繰出金等の増減、臨時福祉給付金給付事業における支給対象者の増による歳入歳出の増額、児童手当における支給対象児童の増による歳入歳出の増額、公立神崎総合病院事業会計補助金の増額、妊婦健診支援事業における妊婦健診委託料の増額、アンテナショップ設置補助金に係る減額、ヨーデルの森浄化槽に係るし尿くみ取り手数料の増額、若者世帯住宅取得支援補助金の増額、消防団の組織改編に必要な資機材購入、名称変更等に係る経費の増額、学童保育事業に係る賃金及び県補助金の増額、公民館費で導入する図書検索システム委託料等の増額、今回の補正における財源調整として財政調整基金繰入金の増額等でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8,593 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 2 億 4,479 万 8,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、第 1 2 7 号議案の詳細説明をいたします。

まず、5 ページをお願いいたします。第 2 表、債務負担行為補正でございます。1、債務負担行為の追加でございまして、今回追加する事項につきましては、固定資産台帳整備及び財務書類作成等に関する支援業務委託事業でございまして、期間は平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで、限度額につきましては 1,500 万円でございます。これにつきましては、総務省から示されました統一的な基準による地方公会計マニュアルに基づきまして、平成 2 9 年度までにそれぞれの市町の固定資産台帳の整備、それと複式簿

記の導入による決算ベースでの財務書類の作成等が要請をされているところでございまして、これに伴いまして今回その固定資産台帳の整備と財務書類の作成に関する支援業務につきまして、本年度から3カ年で3年契約で実施をしていくという予定をしております、今回債務負担行為として補正をするものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

9ページ、歳入をお願いいたします。歳入、10款地方交付税、1項地方交付税でございまして、1節地方交付税、特別交付税100万円の増額でございます。これにつきましては、先ほど債務負担行為のところでも申し上げましたとおり、固定資産台帳整備に係る部分と財務書類の作成に係る支援業務の契約の中で、本年度に係る部分の2分の1につきまして特別交付金を受けるべく予算の増額をいたすものでございます。

続きまして、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございます。まず、2節保険基盤安定負担金683万4,000円の増額につきましては、国民健康保険の基盤安定負担金の確定によるものでございまして、増額をいたしております。4節児童手当交付金につきまして359万3,000円の増額、これにつきましても、支給対象の児童数が増加をしております、その確定見込みにより、それぞれ国庫負担金、国庫の交付金を増減をするものでございます。続いて、2項国庫補助金、1、民生費国庫補助金でございます。まず、1節社会福祉補助金でございます。96万6,000円の増額、これにつきましては、臨時福祉給付金の給付対象者の増額によりまして増額をするものでございます。続いて、3目土木費国庫補助金、2節住宅費補助金150万円の増額でございます。これにつきましては、社会資本整備総合交付金でございまして、若者世帯向け住宅建設に係る交付金でございまして、これも申請の増に伴う補助金の受け入れということで、3件分の部分を計上をいたしております。6項総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金でございます。まず、社会保障・税番号システムの整備補助金208万2,000円の増額でございます。これにつきましては、番号法に係りますシステム改修等の決算見込みの確定によりましてそれぞれ申請額に対しまして交付を受けるもので、増額をするものでございます。続いて、選挙人名簿システム改修費補助金60万4,000円の増額でございます。これにつきましては、選挙権の年齢が20歳から18歳以上に引き下げられたということの中でシステムの改修が必要になってきましたので、その費用の補助金を受け入れるものでございます。

続きまして、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金でございます。2節保険基盤安定負担金502万7,000円の増額でございます。これにつきましては、先ほど国庫負担金で申し上げたとおり、保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。続いて、4節軽減保険料負担金でございます。19万3,000円の増額、これにつきましては、後期高齢者医療保険の基盤安定負担金の確定によるものの増額でございます。5節児童手当交付金54万9,000円の増額でございます。これにつきましても、国庫負担金の中で説明したとおり、支給対象児童数の増額による確定見込みによりそれ

ぞれ増減するものでございます。

続いて、10ページをお願いいたします。2項県補助金、4目農林業費県補助金でございます。1節農業費補助金1,629万円の増額でございます。それぞれ実績確定見込みにより申請額がふえてきたために増額をするものでございます。集落営農組織高度化促進事業333万円の減額については、本年度の申請を地元の営農組合の事情により見送ったために減額、農用地土壌植物浄化推進事業費145万7,000円につきましては、今まで県から町を通じて農家へ出しておるものが直接県から農家に行くという中で、減額をするものでございます。人・農地問題解決推進事業補助金については、農地集積協力金事業、そして集落営農法人化支援事業につきまして、それぞれ当初事業費よりも増額をしてきたという中で、それぞれ農地中間管理機構への貸し付けがふえてきたという中で、増額をするものでございます。続きまして、7目教育費県補助金、3節社会教育費補助金178万4,000円の増額でございます。これにつきましては、ひょうご放課後子どもプランの推進事業の補助金でございまして、障害児の受け入れ等に対する補助金が増額したということの中で、今回増額補正をするものでございます。

続いて、17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金でございます。ふるさと納税の関係で、ふるさとづくり応援寄附金の270万円を増額するものでございます。この部分につきましては、9月補正で150万円を増額し、300万円の寄附金を受けるという予定をしておりましたけれども、11月末受け付けが既に302万円ということで300万円を超えている状況でございまして、12月以降の受け入れという部分で今回補正をするものでございます。

続きまして、18款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金で1億4,059万3,000円の増額でございます。これにつきましては、今回の補正の財源調整、財源不足に対応するために取り崩すものでございます。続いて、3項財産区繰入金、1、財産区繰入金の244万3,000円の減額でございます。これについては、越知谷財産区、そして粟賀財産区の財産区議会議員の選挙におきましてそれぞれ無投票となったということの中で、繰り入れを減額するものでございます。

20款諸収入、5項雑入、2目雑入でございます。まず、消防団員装備備品整備補助金99万9,000円の減額でございます。これにつきましては、消防団員の救命胴衣を購入するというで補助申請をしておりましたが、今回は不採択ということになりましたので、この12月補正で減額をするものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。11ページ、コミュニティ助成事業助成金250万円の減額でございます。これにつきましては、中村区の銀の馬車道づくりの協議会におけるイベント備品につきましてそれぞれ申請をしておりましたが、不採択になったということで、今回減額をするものでございます。後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金精算金795万3,000円の増額でございます。これにつきましては、平成26年度の療養給付金の金額が確定をいたしましたもので、その精算金を増額を

するというものでございます。

続いて、歳出、12ページをお願いいたします。まず、歳出全般にわたりまして人件費について補正をいたしております。内容につきましては、9月補正以降の人事の異動、そして共済費の関係について補正をいたしております。その共済費の関係につきましては、本年10月1日から実施されます被用者年金制度の一元化に伴って、厚生年金保険等において既に実施されているものと同じ標準報酬制の仕組みにそれぞれ移行することになってございまして、今回の補正でその標準報酬制によります計算に基づいてそれぞれ共済費を補正をいたしております。

それでは、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費をごらんください。まず、8節報償費138万円の増額でございます。これにつきましては、歳入で説明をいたしましたとおり、ふるさとづくり応援寄附金を増額をいたしました。その部分に係る返礼品の部分で増額をいたすものでございます。12節役務費24万8,000円、これにつきましても、その返礼品を送付するための宅配便代の増額でございます。

続きまして、13節委託料、まず、システム改修委託料659万6,000円の減額でございます。これにつきましては、まず、個人番号制度に係るシステム改修の部分が780万6,000円の減額、それと選挙年齢が引き下げられたために、そのシステム改修を行う経費が121万円の増額、差し引き合わせまして659万6,000円の減額ということでございます。ネットワーク設定作業委託料292万1,000円につきましては、情報セキュリティーという関係で国の指導を受けながら個人番号を利用する端末と一般の端末、それぞれに新たにファイアウォールを導入するということのための経費の増額でございます。続きまして、ふるさと納税一般代行業務委託料17万9,000円でございます。これにつきましては、ふるさと納税の応援寄附金の増額に対応するための委託料の増額でございます。続きまして、固定資産台帳整備及び財務書類作成等に関する支援業務委託料200万円の増額でございます。これにつきましては、先ほど債務負担行為補正の追加の部分で説明しましたとおりでございまして、27年度の本年度につきましては、その基本となる部分の整備方針の策定、それと整備のマニュアル作成ということで200万円の計上ということで実施をしていく予定としております。

続きまして、18節備品購入費でございます。一般備品購入費391万3,000円の増額、これにつきましては、まず、住民税の申告用の端末、それと兼務しております選挙用のシステムが入っている端末、共用して使っているわけですが、そのノートパソコンの更新が312万円の増額、あわせまして、個人番号カードの発行時におきます顔認証システムに係る機器の購入が79万3,000円、合わせまして391万3,000円の増額でございます。

続きまして、4目財産管理費、11節需用費、修繕料97万2,000円の増額でございます。これにつきましては、本庁舎の空調設備の氷蓄熱ヒートポンプチャラーの2号機に係りますフロンガスが漏れておる、それを修繕する費用を増額をいたすものでござい

ます。25節積立金270万円でございます。これにつきましては、ふるさと納税寄附金の部分を積み立てるもので、増額をするものでございます。

続きまして、6目企画費、19節負担金、補助及び交付金250万円の減額でございます。これにつきましても、先ほど歳入で説明したとおり、中村区の部分の採択がされなかったということで、減額をするものでございます。

続いて、7目CATV管理運営費でございます、13ページをお願いいたします。14節使用料及び賃借料131万7,000円の増額でございます。これにつきましては、ケーブルモデムセンター装置のリース料でございます、これにつきましては、インターネットサービスのもとになる機器更新ということでございまして、現在使っているセンター装置につきまして保守部品の供給がこの2月、3月に打ち切りという状況の中で更新をしていくということで、3年リースで実施していく予定でございまして、今回はその1カ月分を計上するものでございます。18節備品購入費561万6,000円の増額でございます。これにつきましては、加入者に貸与してあります機器の購入費ということで、これもインターネットに関する機器の更新でございまして、神崎地域の家庭にそれぞれ配備をいたしておりますケーブルモデム、その更新費用で800台を予定をいたして計上をいたしているところでございます。

続いて、2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費でございます。13節委託料6万3,000円の減額でございます。それぞれの業務委託について実施をしておりますけども、これも実績の確定見込みにより増減をいたすものでございます。

続いて、4項選挙費でございまして、3目越知谷財産区議会議員選挙費119万8,000円の減額、これにつきましては、歳入で申しましたとおり、無投票となったためにそれぞれ減額をするものでございます。14ページをお願いいたします。4目粟賀財産区議会議員選挙費でございます。124万5,000円の減額、これにつきましても、同様に無投票になったためにそれぞれ減額をするものでございます。

15ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。まず、19節負担金、補助及び交付金でございます。96万6,000円の減額、臨時福祉給付金給付事業補助金でございまして、これも歳入で申しましたとおり、給付対象者の増により追加をするものでございます。161人分の6,000円の追加ということでございます。続きまして、28節繰出金1,388万円の増額でございます。それぞれ先ほど歳入のところで申しましたとおり、保険基盤安定負担金の確定に係るもの等につきまして繰り出しをするものでございます。介護保険事業特別会計繰出金214万4,000円につきましては、この部分につきましては、介護保険特別会計におけるシステム改修の部分で特別会計の中で国の交付金を予定をしておりましたけれども、その部分が減額になったということの中で、新たに一般会計からの事務費繰り出しというところでふえてきているというところで、今回増額をするものでございます。7目後期高齢者医療費でございます。それぞれ広域連合共通経費分賦金59万3,000円の減

額、これにつきましては、確定見込みにより減額をいたすものでございます。繰出金25万7,000円につきましては、保険基盤安定負担金の確定により増額をするというものでございます。

続いて、2項児童福祉費、2目児童措置費でございます。児童手当でございまして、469万5,000円の増額、これにつきましても、歳入で御説明しましたとおり、給付対象児童数の増加により今回増額をするものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。19節負担金、補助及び交付金、公立神崎総合病院事業会計補助金1億4,000万円の増額でございます。これにつきましては、病院事業会計におけます3条予算への繰り出しとして今回増額をするものでございまして、補正後の同事業会計への繰り出しの合計は5億円ということになります。続きまして、2目健康づくり対策費、11節需用費でございます。医薬材料費134万2,000円の増額でございます。これにつきましては、まず、インフルエンザワクチンにつきまして当初予算計上時よりも値上がりをしたということの中で129万6,000円の増額、それともう一つは、BCGワクチンの増額ということで出生数が増加してきたために当初予算の部分よりもふえてきたという中で4万6,000円の増額、合わせまして134万2,000円の増額をいたすものでございます。3目母子衛生費委託料123万2,000円の増額でございます。これにつきましては、妊婦健診委託料でございまして、これにつきましても当初予算ベースの対象人数よりもふえてきたという中で、14人分の今回増額をするものでございます。

続いて、16ページをお願いいたします。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費でございます。19節負担金、補助及び交付金で2,007万円の増額でございます。それぞれ歳入のところでも申しましたとおり、実績の確定見込みによりそれぞれ増減をするものでございまして、特に経営転換協力金1,440万円につきましては、農地中間管理機構への農地貸付戸数がふえたということの中で増額をいたしております。また、地域集積協力金676万円につきましても、農地中間管理機構への農地の貸し付け面積が当初ベースよりも増加をしてきたという中で、それぞれ増額をいたすものでございます。続いて、6目地籍調査費でございまして、これにつきましては、報償費137万7,000円の減額、22節補償、補填及び賠償金9万円の減額、これにつきましては、実績確定見込みによりそれぞれ減額をいたすものでございます。

続いて、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費でございます。17ページをお願いいたします。19節負担金、補助及び交付金、寺前駅前商店会アンテナショップ設置補助金194万円の減額でございます。これにつきましては、このアンテナショップ設置事業につきまして、本年度、中小企業庁の地域商業自立促進事業ということで補助申請を行い、実施をする予定としていたところでございますけれども、申請を行った段階で現地調査、そしてヒアリング等が行われまして、その際にこのアンテナショップのハード整備をする前には、事前調査、そして施設整備計画というものの策定が必要だという

指導を受ける中で、本年度につきましては、その事前調査、そして施設整備計画をまず策定をするというところで事業の見直し、変更を行ったということから今回その事業費が縮小したということの中で、町からの設置補助金につきまして194万円を減額をいたしておるところでございます。

続いて、2目観光振興費、12節役務費、し尿くみ取り料225万円の増額でございます。これにつきましては、ヨーデルの森の浄化槽に係る部分でございます。いろいろと御心配をおかけしておりましたけれども、今回そのヨーデルの森の浄化槽における汚水のくみ取りに伴う部分の協議につきまして、その浄化槽の管理につきまして町と指定管理者の双方にそれぞれに管理責任があるという中の調査結果を受ける中で、双方で協議をいたしまして、今後の危機管理、そして再発防止策、そして浄化槽の管理マニュアル等をきちっと確認をし作成をするという中で、その汚水くみ取り料につきまして費用負担については、それぞれが双方折半をしていくという協議が調いましたので、今回その費用の2分の1、225万円を計上をするものでございます。

続きまして、7款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費でございます。負担金、補助及び交付金で、若者世帯住宅支援補助金450万円の増額でございます。これにつきましては、申請者がふえてきたために増額をするもので、3件分の150万円を計上をいたしております。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費でございます。まず、11節需用費、消耗品77万3,000円の減額でございます。これにつきましては、まず、歳入で説明しましたとおり、消防団員の安全装備備品の不採択に係る部分が99万9,000円の減額、そして消防団の組織改編に係りますそれぞれの分団旗あるいは分団で使用するゴム印など消耗品を22万7,000円増額、合わせまして77万3,000円の減額ということで計上をいたしております。続きまして、18節備品購入費でございます。消防用機械器具購入費22万8,000円でございます。これにつきましても、消防団組織改編に伴いますところの必要な機器購入というところで、デジタル無線機等の購入などがございます。続きまして、3目消防施設費、13節委託料で109万7,000円の増額でございます。これにつきましても、消防団の組織改編に伴う経費といたしまして、それぞれ保有する消防ポンプ自動車等の車体にあります名称等の変更などの委託料でございます。続きまして、15節工事請負費でございます。消防施設整備工事請負費115万9,000円の増額でございます。これにつきましては、高朝田区の消防ホース棟の新設工事に係るものでございまして、当初予算よりも事業内容が少し追加がありまして、その部分で工事費を追加をするものでございます。

続きまして、18ページをお開きください。9款教育費、3項中学校費、2目中学校教育振興費でございます。扶助費13万円の増額でございます。これにつきましては、要保護・準要保護生徒の援助費7万円の増額、特別支援学級生徒援助費の6万円の増額でございます。それぞれ対象家庭の増額によりまして今回増額をするものでござい

す。

続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。まず、賃金でございます。嘱託・臨時職員賃金30万円の増額、これにつきましては、文化財のそれぞれの県の事業、それと文化庁の事業等、事業を実施しております、その事業増に対応するために今回増額をいたしておるものでございます。続いて、臨時雇い入れ賃金150万円の増額でございます。これにつきましては、学童保育クラブの事業の部分でございます、特別支援学級の児童の受け入れの体制によるもの、それと夏季休業中の利用者の増に対応をこれまでできてきておりまして、今回それに対応するための費用として増額をいたしておるものでございます。続いて、文化財の保存事業につきまして、それぞれ県のふるさとづくり推進事業、それと文化庁の歴史文化基本構想策定事業という中の2つの事業をそれぞれ実施をしております。その中で、その2つの事業の補助内容の変更に伴います補正を今回計上をさせていただいております。まず、賃金、臨時職員賃金10万円の増額につきましては、文化庁におけます事業の部分での増額でございます。それと報償費、講師謝礼の15万円の減額につきましては、県の事業のふるさと推進事業の部分で減額をするものでございます。続いて、需用費、消耗品の7万8,000円の増額につきましては、文化庁に係る事業の増額でございます。続きまして、印刷製本費67万2,000円につきましては、それぞれ県の事業のふるさとづくりの部分が14万8,000円の減額、それと文化庁に係る部分が82万円の増額ということで、合わせまして67万2,000円の増額をいたしております。

続きまして、13節委託料でございます。まず、文化財説明案内製作設置委託料20万円の減額につきましては、県事業のふるさとづくり推進事業の部分で減額をいたしております。そして文化財展示パネル等の製作委託料50万円の減額につきましては、それぞれ県の事業につきましては49万8,000円の増額、それと文化庁に係る部分については99万8,000円の減額で合わせまして50万円の減額ということで、それぞれ2つの事業の中で変更をいたしております。その変更によって事業費のトータルは変わらないということで、今回事業の内容によりまして補正をいたしているところでございます。

続きまして、19ページをお開きください。2目公民館費でございます。12節役務費4万8,000円の増額、13節委託料50万4,000円の増額でございます。この部分につきましては、図書検索システムの導入委託料というところで事業を実施しておるわけでございますけれども、今回精査をする中で、サーバーについてクラウド方式という中で少し内容を変更をしたことによりまして50万4,000円の増額を委託料とするものでございます。また、役務費の4万8,000円につきましては、システム導入後のインターネットの通信料ということで、1カ月分の増額をいたすものでございます。

6項保健体育費、3目学校給食費でございます。まず、11節需用費、修繕料35万6,000円の増額でございます。これにつきましては、給食センターの浄化槽設備の会

所ふたの取りかえ修繕というところで増額をしております。15節工事請負100万円の減額につきましては、本年度予定をいたしております工事請負費の確定見込みによりまして減額をいたすものでございます。18節備品購入費でございます。まず、一般備品購入費13万9,000円の増額でございます。これにつきましては、給食の配送車あやめ号につきまして、安全対策という中で後方確認用のバックモニターの購入ということで、取り付けをしていくというところで増額をいたすものでございます。それと車両購入費28万4,000円の減額につきましては、本年度で予定をしておりました事業費についての実績見込みの中で減額をいたすものでございます。

続きまして、10款公債費でございます。それぞれ元金154万3,000円の増額、利子454万3,000円の減額でございます。これにつきましては、9月末に半期の定時償還を行ったところでございます。その今後半期の見込みを立てる中で、決算見込みの中で増減をいたすものでございます。

続きまして、20ページ以降につきましては、今回の給与費の明細書を添付しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。再開を13時10分といたします。

午後0時07分休憩

午後1時10分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

なお、教育長につきましては、今、来客中のため、少しの時間退席されておりますので、御了承願います。

それでは、午前中に一般会計の補正予算（第6号）についての説明を受けました。これについて質疑を受けます。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。一般会計の説明につきましては、特命参事のほうからお聞きしたんですけど、要点だけまとめた説明資料をつくっていただけたらわかりやすいんですけども、ずっと流して聞きますと、全て書き取れなくて詳細なことがわからないんで、できたらそういうふうな対応をお願いできたらなと思います。

2点目です。16ページに農林水産業費の中で負担金、補助金で増額の額があるんですけども、これにつきましても、内訳がちょっとわかったら教えていただけたらなと思うんです。そうしないと、何が何ぼになって何ぼになっとるかよくわからないんで、それをお願いしたいのと、もう1点は、17ページの観光振興費の役務費の件でございま

す。この件につきましては、10月9日発行の議会だより44号に町民さんに向けて広報しておりますけども、その内容がまた変わってくるものと思います。これは、ただごとではない、済まされるようなことではないと思っております。放流したのが4月28日で、事故が発生したのが4月29日、もう既に7カ月が経過をしております。9月の補正予算の説明時には、未処理水の流出があったという事実の詳しい説明がなくて、通常の施設維持更新経費だということだったんですが、事故発生を議会に報告があったのは、その数カ月後、これは隠蔽行為と言われても仕方がない行為だということは9月のときに指摘したとごさいます。

ところで、この施設は……。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員、今は、この議案に対しての質疑でございますので、今そういう一般質問的な質問じゃなしに、やっぱり疑問点のどこを問いただしてください。

○議員（5番 藤原 資広君） はい、今から言います。

この施設は、平成13年4月に開業したものでございまして、ことしで14年目を迎えている古い観光施設であります。当然経年による設備の老朽化も進んでいる中で、全て指定管理者の責任だと威圧的に言い張り、全額を指定管理者に押しつける行為、つまり因縁をつけてたかるとような仕方に疑問を覚えています。町として品位を失わず紳士的かつ理性的に物事を正しく判断し、的確に対応すべきものを、このやり方で果たして行政マンとして許せる行為なのか、認められる行為なのか、不思議に思うとごさいます。よくよく調査してみますと、全て指定管理者に非があると切り切れないということで、十分調査せずに先ほど指摘されたこうした責任は一体誰がとるのかということになってこようかと思えます。これらの非も含めまして、くみ取り料の経費450万を双方で折半ということなんですけども、町が2、指定管理者が1の負担割合へと変更するほうが総合的に見れば町として紳士的な責任のとり方になるのではないかと思いますので、そこら辺についての考え方をお尋ねするとごさいます。以上でございまして。

○議長（安部 重助君） それでは、1点目の件につきまして財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございまして。まず、1点目の質問でありました今回の補正に係る内容の要約等をまとめものの配付でございまして。今回の補正につきましては、説明の中で詳しく説明はしたつもりでございまして、内容の不明な点等がございましたら、その点について御指摘を受けるならば、その部分について説明書を後日配付をさせていただきたい、このように考えておりますので、どの部分が説明不足なのかということをおっしゃっていただければ、その部分で対応をさせていただきますとごさいます。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） それでいいますと、今、農林水産関係の負担金、補助金だとか、それから教育委員会で文化庁との絡み、かなりいろいろと言われてたんで、そ

の区分けがちょっとわかりにくい分がありましたので、そこらをお願いいたしたいと思います。それと個人番号の関係でもいろいろとあちこち補正がかかってますので、そこがわかるようにしていただければありがたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。今、資広議員から指摘を受けました3点のことにつきまして、資料をつくらせていただいて、後日配付をさせていただきたいと考えております。

○議長（安部 重助君） ヨーデルの件については。

地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂と申します。ヨーデルの関係につきまして225万の補正に関しまして、若干の経過を踏まえまして御説明させていただきます。

ヨーデルの森浄化槽からの未処理水流出問題でございますが、11月5日の産業建設常任委員会でも御報告いたしました。生クリームが直接影響を与えたと申しておりますけれども、その後、専門機関へ再度確認いたしますと、生クリームは、ろ過膜には一時的に大きく影響はあるが、時間を要すれば徐々に回復するとのことがわかりました。ここに訂正をいたします。

そして専門機関にも質問の仕方によって回答が若干変わってくるということがわかりました。当初この未処理水が出たときには、生クリームが浄化槽に入ったが、ろ過膜に影響はないかという質問をいたしました。その問いにつきまして専門機関のほうから、それは大きく影響しますよという回答なので、その回答によって対処いうんですか、対策をしてきた状況です。それで追上川に未処理水を流さないように、節水や管からの不明水対策をしながら、ろ過膜交換工事まで浄化槽が完全に稼働していることがわかるまで、その根拠として、水質検査を地元へ提出するという間までバキュームカーで吸引しながら対処してきました。その吸引の経費が20日間、計734.24立米、450万円となりました。その後、クラウドイットとも協議し、お互い管理体制の再確認をし、猪篠区の皆さんに御迷惑をおかけしたことに對しまして反省し、今回経費の半分ずつを持つこととなりました。そういうことから今回225万円の補正となりましたので、御理解をお願いします。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。じゃあ、4点ばかりお尋ねをしたいと思います。

まず最初は、12ページの一般管理費の備品購入費で、このたび391万3,000円を増額という形になってます。これにつきましては、先ほどの説明では、住民税、選挙に係るものが312万円、それから顔認証関係で79万3,000円ということでございます。

ましたので、1つは、マイナンバー関係での備品という分で、これは多分端末機等を買うような説明で私は理解したんですが、この仕組みとか、実際どのような形の中でどのような備品を購入して、どのように活用していくんだという話を教えていただきたいと思います。

それから、2点目が、13ページでございます。ケーブルテレビ管理運営費の使用料及び賃借料の中で、ケーブルモデムセンター装置のリース料が131万7,000円の計上ということでございます。これはインターネットに係るところのモデルのリース料でございますが、説明では、この金額が1カ月分で、それでリース期間が3年ということで説明を私は聞いたんですが、そうしますと、この機械装置が全体では4,500万円前後の形になってくるんじゃないかと思うんですが、そのような理解でいいのかどうかという部分でございます。そしてまた、当然大丈夫だと思うんですが、これは次、神崎エリアの光ケーブル化ですね、その部分についての対応がもうできますよという形の中の装置の導入なのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、3点目は、16ページの地籍調査の報償費で委員の謝礼が今回137万7,000円の減額でございます。当初予算では340万円の計上でしたが、約半分近い減額となっております。今までの委員会等の報告では、この地籍調査は順調に進んでますので、この減額したことによって地籍調査が滞るといいますか、おくれるというようなことはないかと思うんですが、念のためその辺も含めてお尋ねをしたいと思います。

それから、4点目ですが、19ページの公民館費の委託料の中で50万4,000円の増額です。これはシステムの導入委託料ということで、先ほどの説明でしたら、サーバーをクラウド方式にしますということでございました。ですので、クラウド方式ですので、このサーバーの賃借料いいますか、というのは出てこないのか、もしくはそれが無償になったのか、その分についてのお尋ね、以上4点です。お願いします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。私のほうからは、御質問のうちの備品関係のところを、12ページにあります備品購入費のところの説明をさせていただきたいと思います。

まず、大きなところでいいますと、1つは、税の申告用のノートパソコンを購入させていただきたいというお話をさせていただいていると思うんですが、台数につきましては9台と、あわせてプリンターを購入させていただく予定としております。9台のノートパソコンの中には、OSにつきましては当然入ってるんですが、それ以外にオフィスのプログラムと、それからオラクルといまして、サーバーの部分と連動するために必要なプログラムというものがその中に入っていくということと、暗号化ソフトといったものがその中に必要であるということで、若干市販されている個人が使うパソコンとはちょっと違いますけれども、その分を購入させていただきたいということでありまして、それが312万ということになります。

あともう一つ、マイナンバーに絡むところではありますが、個人認証をするということがありまして、本人確認の同一性というふうなところの確認をとるために、顔認証システムということで機械判定をしようということで導入が推奨されてるということでありまして、その分につきましては、端末が1台とカメラスキャナーというものが要になるということで、当町の場合は本庁舎と神崎支庁舎の2カ所にそのセットを置くということでありまして、これが79万3,000円という中身でございます。

備品に関しては以上です。

○議長（安部 重助君） それでは、2点目の件について、情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 情報センター、藤原でございます。1点目の経費の件ですが、三谷議員御指摘のとおりでございます。このたびの補正につきましては、3月中の1カ月分の経費のみということで、総経費につきましては、リース料で3,990万程度、あとケーブルモデムの更新経費で561万6,000円を見込んでおります。

それと神崎エリアの対応についてなんです。神崎エリアの光の敷設につきましては、29、30年度の部分で予定をいたしたいと考えております。それまでの対応の経費ということで、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 3点目につきましては、地籍課長。

○地籍課長（児島 則行君） 地籍課、児島です。16ページの地籍調査費、報酬費、委員謝礼につきまして説明申し上げます。

これにつきましては、当初日程を組んでおりますが、調査をしておる間に合筆を伴いまして調査を必要としない、もう完了したという日ができてまいりまして、立ち合いの日程日に変更、少なくなっております。それについての委員謝礼が必要なくなったと。調査そのものは全て順調に完了しております。以上です。

○議長（安部 重助君） 4点目、公民館の関係、教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 4点目の公民館の図書検索システムですが、当初、公民館にサーバーを置くという予定だったのを、サーバーを置くことによって、1つはセキュリティーの面、もう一つは運営面で困難を来すということで、最終的には先ほどありましたクラウド型ということで、外部のサーバーを借りるという形になっております。詳細の経費の積算については今資料がございませんので、次回、総務文教に付託の段階で資料を出させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございませんか。特にございませんか。ないようであればございましたら……。

藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 本会議ですので、1点お尋ねをいたします。

補正の部分で、実は神崎総合病院の補助金という部分で何回か前にもこういう質問をしたんですけども、26年度の病院の状況なりの決算等の部分では、余り患者数、そこから辺の減とか、いろいろ収益が減ったということでは大変な経営状況になっとるんかな

という思いではあったんですけども、総額5億円ということで、そういう話の中で繰り入れが今回も3億6,000万に1億4,000万ですか、そういう部分の予算がなされておるんですけども、こういう形が当たり前ではないと思うんですけども、そこら辺も含めて経営が少しでも上向くようにという部分では大変難しいと思うんですけども、ぜひともそういう部分で改善を、経営計画なりに基づいて改善をなされていておるとは思うんですけども、そこら辺について、本会議ですし、病院の方、事務長や課長の方が3名おいでになっとるんで、今現在のこういう状況、経営状況、病院のこういうところを改善してこういう方向に向いとんやとか、以前は電子カルテなんかのことで取り組むんやとかいうて結構将来像を聞いたりもしたこともあるんですけども、そこら辺も含めて、住民の方にわかりやすく、今の状況と改善の方向がどういう方向なのかという部分をトータル的に詳しく御報告願いたいと思います。委員長報告でも多少は、けさの松山委員長の報告でも聞いたんですけども、もう少し詳しくお願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 病院事務長。

○病院事務長（細岡 弘之君） 病院の細岡でございます。一般会計からの繰入金につきましては、財政協議の中で5億円ということで、いただくという一定基準がございまして、それは5億7,000万とか、そういう状況の中で5億ということです。しかしながら、その繰り入れ基準どおり出すのが全くそのとおりということでもございません。それはもう財政協議の中で、町としましては厳しい財政状況の中で当然抑えていきたいということでございます。現在の協議の中では、町からは5億円で病院もしっかり運営してくれということで、当然指示もいただいているところでございます。26年度の決算は確かに非常に悪かったということでございます。25年度は、ほぼ収支とんとんということでございましたんで、26年度は、これまで何度も申し上げておりますが、整形外科の入院患者さんが少し減ったと。ちょっと原因がわからない、いろいろ調べたんですが、わからない状況が続いたと。下半期に患者数がふえてきたんですが、インフルエンザが流行して、もう入院制限を行ったと。そういうことが重なって非常に悪かったということでございます。

27年度は当然その改善に向けて取り組んできたわけですが、上半期については26年度よりはいいわけですが、なかなか25年度の収支均衡の状況まではいかないということで、北館の改築もあります、北館の改築とかという問題ではなくて、何とかやはり経営自身をもう少し改善していかなければならないということで、執行部を中心にいろいろと話をしてきました。一番の原因は、特に内科医師が大きく減少したことで、内科の患者が減ったと。特に救急部門については制限を行わざるを得ない状況もあるということで、まずは本当に患者さんの身になって、できるだけ患者さんを断らないように、急患を断らないように受けていこうということで、総務文教の報告にもございましたように、断るケースがあれば、本当にそれは断るべきだったのかどうかと検

証もしていくということで、取り組みを9月の中旬ごろからやっと開始をしました。その結果、9月の後半から入院患者数もふえ、休日夜間の患者数もふえということで、10月、単月につきましては、前年度よりも入院収益で1,700万上回ったという状況でございます。

しかしながら、患者も多いとき、少ないときが当然ございますので、それがずっとそういうペースで続くということではございませんが、病院としましては、こういう状況をいかに継続していくかという取り組みを内部で今検討して共有していこうという取り組みをしているところでございます。北館の改築後の経営も含めましてそういう取り組みをしておりますので、何とか御理解をお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） いろいろ努力されておるということを説明していただきました。

財政の協議の中でという部分の5億円ということなんですけれども、病院の移転新築のときに、1年ほど前の話やったと思うんですけれども、財政のほうの話やったと思うんですけれども、このまま毎年5億円を病院のほうへずっと入れ続けることがというようなこともあったんですね。そういうことも含めて、財政が病院のほうからこういうことだというのを100%のまざるを得んのか、そこら辺が財政協議という部分で少しお尋ねをしたらと思うんですけれども、将来的には大変厳しくなるというようなこともたしか聞いたと思うんですけれども、そこら辺も含めて財政のほうの考え、病院との今後この予算はこういうことでは仕方がないのかなとは思いますが、来年、再来年に向けてはどういうようにされようとしておられるのかという部分のお尋ねをします。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。この病院への繰り出し5億につきましては、従来から申しておりますとおり、20年間のシミュレーションをする中においては、20年後の基金が枯渇をしていくという中で、5億円については毎年度支払うということは非常に困難になってくるという中で、今後、普通交付税あるいは人口減少による歳入が減る中では到底町財政としてはもたないという判断を財政のほうでさせていただきまして、5億円については10年間は確保していく中で、それ以降については、何とか3億6,000万円の部分で経営努力の中で頑張ってもらいたいという中で、協議を進めていく中でそういうシミュレーションをつくっていき、そういうことで、次年度以降、その計画にのっとりまして繰出金のほうはきちっと精査をする中で出していきたいと、このように考えております。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） ありがとうございます。3回目の質問なんで、少し視点を変えましてお尋ねをします。

町の将来をとということで、5年間、地方創生、地域創生ということでいろいろ計画が練られました。こういう部分と病院とが、質問をするんは、この地域創生、地方創生に絡んでこの神崎総合病院がどうなんかなという部分のお尋ねをするんですけども、急に質問するんですけども、担当課、地域創生の参事等含めまして事務長のほうから、こういう部分で地域創生、病院創生という部分での考え方がどうなんかなという部分で、今、思いつくことでもいいんですけども、そういうことで前向きな答弁をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（安部 重助君） 総務課特命参事。

○総務課副課長兼地域創生特命参事（藤原登志幸君） 総務課、藤原でございます。地域創生と病院の関係ということでございますけれども、基本的には、やはり子供を産み育てるという環境の中では、神河町の特異性という部分で、病院があること、安心を持っていただいた中での子育て環境があるということが一番大きなメリットというふうに地域創生の中では考えております。今後、産婦人科医等々の退職等も控えておりますけれども、そのあたりについても病院のほうには、そこがやはりキーポイントになってくるので、ぜひ前向きに何とか確保できるようにお願いをしたいということもお伝えをしておるところでございます。

また、集落懇談会等々の中でも少し御意見をいただいた部分としましては、病児・病後児保育といったようなことで、病気の期間中あるいは回復期等々になったお子様の面倒を見れるような形がとれないかといったような御意見もいただいております。共稼ぎの世帯については、非常にやはり出生率も高いといったような統計上の数値も出ております。女性が働きやすい環境の中で、子供子育て、出産も含めて環境を整えるといったような部分も含めて、そういったことも地域創生の課題として考えております。具体的にはまだこれから御検討いただくという部分もございますけれども、そういった観点で地域創生のほうは捉えておるといところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 病院事務長。

○病院事務長（細岡 弘之君） 地域創生と病院の関係ということでございますが、病院からしますと、やはり地域創生にはいろんな視点がございまして、まず、雇用という問題で300人の雇用があると、非常にやっぱり大きな雇用の場であるというふうに思っております。そのことによる町内で住居を構える人もやっぱり影響して、人口減少の歯どめの対策でもあるというふうに思っております。また、病院につきましては、1日1,000人ほどの方が出入りされるということで、いろんなところでの経済効果もあると思っております。病院の周辺は御承知のとおりいろんな店舗もございまして、病院を中心として地域が活性化しているということでございます。そういうことから考えますと、病院があることで地域が本当に活性化している、地域創生の一役を十分担っていることだと思っております。

そこで、例えば赤字であるとか繰出金が多い少ないということですが、実際に今、病

院があることでの経済効果がどの程度あるのかということとはなかなか計算できない部分がありますので、町からの本当に5億円の分をどれだけ実際に町としてプラス、マイナスなのかということがちょっとわからない部分がございます。将来に向けても、病院につきましては、地域創生としての役割を今以上にしっかり担うためには、やはりこれから高齢社会とか少子化問題に適切に対応できるように、地域に求められた地域医療をいかに実践できるかということにかかっていると思います。神河町にはなくてはならない病院ということですので、地域の皆さんに喜んでいただける地域に根差した地域医療を実践することで、しっかりとした維持、存続をしていく、経営面も含めてしていくということが地域創生につながっていくものというふうに思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。予算書の全ての款項に関連することでございますけども、10月1日から被用者年金の制度が一元化されて標準報酬制の変更をされたので、その分で共済組合の負担金が減ったというふうな説明だったと思います。民間企業の立場の者としては、その標準報酬月額という形で、それに対して何万から何万に対して標準報酬額が幾ら、それに対して幾らという掛金が決まっている、だからこれはよくわかるんですけども、旧の共済組合の負担金というのは、ですから各個別の金額に対して何%というような形の掛金をされていたのか、その辺の標準報酬月額との違いを教えてくださいたいのと、結果的に下がる理由がもしわかれば教えてくださいたいというように思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。御質問に的確に答えられるか、ちょっとわかりませんが、標準月額ですので、給料と、それから実際に支払われた手当の3カ月分の平均をやるということで、実際に支払われたものという見方なんですけど、以前はみなし手当といたしまして、給料月額の25%が手当であるということに乗せていたということになりますので、人によってですが、25%以上の例えば超過勤務手当があれば多くなりますし、なければ下がるというふうな動きになるというところが、ちょっと大まかな構図ですけど、そういった計算になってます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小林和男議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。病院の経営に関連した質問なんですけども、先ほどの答弁の中にも、去年はインフルエンザの流行で経営に影響したというふうな発言も聞いたんですけども、またことしもインフルエンザの季節がやってきております。昨年と同じような失敗を繰り返さないために、ことしはどのような方策を立てられているのか、具体的なこと、例えば昨年流行してからは、入り口のところにマスクの自動販売機を設置したとか消毒の消毒液を絶やさず用意したとか、そういったことが昨

年されたんですけども、それ以上、ことしはどのようなインフルエンザの院内感染の予防策として、対策としてどのような取り組みをされているかということをお尋ねします。

○議長（安部 重助君） 病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

小林議員御指摘のとおり、マスクにつきましては昨年度から設置をいたしております。それと、病院に来られたらお気づきかと思えますけども、調子の悪い方の面会をお断りを既にもういたしております。そのような掲示も出させていたしております。それと職員向けでございますけども、数回に分けてインフルエンザなどの感染症の研修会を全職員対象に行っております。それと空調設備、直接関係がないかもわかりませんが、空調設備のリニューアルを行いまして、より強力な空調というような状況で空調設備を整備いたしております。これにつきましては、インフルエンザにつきましては空気感染でなく飛沫感染ということですので、空調が直接原因ということはないかと思えますけども、療養環境の改善という意味からも空調の更新をいたしております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小林和男議員。

○議員（10番 小林 和男君） いろんな取り組みをされているようですが、病院はやっぱりインフルエンザの患者さんが来ます。保菌者が来るところですから、看護師とか病院の職員がまず感染されて院内感染というふうなことが予測されますので、職員の健康状態、健康管理、それから予防接種とかそのようなこと、職員自体がまず感染しないというふうなことも何かお考えがあったら。

○議長（安部 重助君） 病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。おっしゃるとおりでございます。職員が感染というのは避けたいところでございます。ですので、ほとんどの職員、産休とか育休とかの職員もおりますので、ほとんどということになりますけども、予防接種を行っております。それと先ほども申し上げましたとおり、研修会とかも含めまして、手洗いであったりとかマスクの着用であったりとか感染対策の研修も行い対応しているところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでしたら、ここで暫時休憩いたします。再開を14時5分といたします。

午後1時48分休憩

午後2時05分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

ほかに質疑ございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第127号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第13 第128号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第128号議案、平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第128号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な内容は、一般被保険者の療養給付費の増額補正及び保険基盤安定負担金の確定による増額補正が主なものでございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,274万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,684万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきまして住民生活課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課の吉岡です。それでは、補正予算書の6ページからお願いをいたします。

まず、歳入では、3款国庫支出金の療養給付費等負担金1,791万7,000円の増額、同じく高額医療共同事業負担金55万2,000円の減額、同じく普通調整交付金503万9,000円の増額、6款県支出金の高額医療費共同事業負担金は国庫支出金と同額の55万2,000円の減額、同じく普通調整交付金335万8,000円の増額、7款共同事業交付金の高額医療費共同事業交付分110万3,000円の減額、同じく保険財政共同安定化事業分690万2,000円の増額、9款繰入金の保険税軽減分に対応した保険

基盤安定繰入金 2 3 8 万 8, 0 0 0 円の増額、同じく保険者支援分に対応した保険基盤安定繰入金 1, 3 6 6 万 7, 0 0 0 円の増額、同じく職員給与費等繰入金 7 万 8, 0 0 0 円の増額、同じく財政安定化支援事業繰入金 4 3 9 万 7, 0 0 0 円の減額でございます。

歳出のほうでは、総務費の一般管理費の人件費分で 7 万 8, 0 0 0 円の増額、2 款保険給付費の一般被保険者療養給付費 4, 1 6 4 万 6, 0 0 0 円の増額、同じく一般被保険者高額療養費 1, 4 3 4 万 6, 0 0 0 円の増額、同じく精神結核医療付加金 1 4 万 3, 0 0 0 円の増額、7 款共同事業拠出金の高額医療費拠出金 2 2 0 万 5, 0 0 0 円の減額、同じく保険財政共同安定化事業拠出金が歳入と同額の 6 9 0 万 2, 0 0 0 円の増額、今回の歳入歳出補正額の相殺額を財政調整基金積立金としまして 1, 8 1 6 万 5, 0 0 0 円の減額をいたしました。これらにより歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 4, 2 7 4 万 5, 0 0 0 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 億 7, 6 8 4 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（9 番 三谷 克巳君） 9 番、三谷です。1 点お尋ねをしたいと思います。

予算書の 8 ページでございます。一般被保険者の療養給付費、それから 2 項の高額療養費、それぞれ今回 4, 1 6 4 万 6, 0 0 0 円の増額、また、1, 4 3 4 万 6, 0 0 0 円の増額ということで、これ当初予算から比較しますと、約 6 %、それから高額療養費につきましては約 1 6 %、また、2 6 年度の決算と比較しましても同じような伸びになっているんですが、このように大きく伸びるといふその要因はどのように分析されているか、どのように把握されているかをお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 今おっしゃっていただいておりますように、それぞれ療養給付費、高額療養費が伸びてございます。ことしでいいますと、一般療養費でいうと、毎月、去年であれば 6, 2 0 0 万程度が 6, 5 0 0 万程度に伸びているということでございまして、四大疾患の中の高血圧であるとかが伸びているというふうに思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第 1 4 第 1 2 9 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 1 4、第 1 2 9 号議案、平成 2 7 年度神河町後期高齢者

医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第129号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な内容は、平成27年度保険基盤安定負担金が確定したことによるものです。歳入では、繰入金の保険基盤安定繰入金25万7,000円の増額、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金、補助及び交付金25万7,000円の増額、これらにより歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,377万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第15 第130号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第130号議案、平成27年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第130号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成27年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

歳入につきましては、介護保険法改正に伴うシステム改修費国庫補助金の減額補正と、この減額補正に伴う一般会計繰入金の増額補正が主なものでございます。

歳出につきましては、介護保険法改正に伴うシステム改修委託料が確定し、剰余金額の減額補正と在宅医療・介護連携推進協議会を本年10月8日に立ち上げ、3つの専門部会を設置いたしました。今後、各部会の開催に係る出席委員に対する報償費、謝金の増額補正が主なものでございます。これらによりまして歳入歳出予算の総額に歳入歳出

それぞれ4万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,302万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課の大中でございます。第130号議案の詳細について御説明申し上げます。

事項別明細書以下で説明させていただきますので、4ページをごらんください。まず、歳入でございます。4款2項4目介護保険法改正に係るシステム改修費国庫補助金の減額補正でございます。当初予算では事業費の2分の1を国庫補助金として計上しておりましたが、補助金の配分が人口規模により配分される通知を受け、209万5,000円の減額でございます。8款1項2目1節職員給与費等繰入金については、嘱託職員2名分の最低賃金の改定によるもので、1万3,000円の増額でございます。2節事務繰入金については、介護保険法改正に係るシステム改修費国庫補助金等の減額に伴う事務費繰入金213万1,000円の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。5ページをごらんください。1款1項1目9節旅費については、介護保険法改正に伴う新規事業に係る説明会等の出張が多くなりまして、普通旅費2万円の増額でございます。13節委託料については、歳出額が確定したため37万8,000円の減額でございます。2目については、嘱託職員の訪問調査員2名の最低賃金の改定による賃金1万3,000円の増額でございます。1款3項1目については、嘱託職員であります介護認定審査会職員2名の最低賃金改定による賃金1万6,000円の増額でございます。1款4項1目については、訪問調査員が町外の施設へ訪問調査に必要な旅費1万円の増額でございます。3款2項4目報償費については、地域包括ケアシステムに関する在宅医療・介護連携推進会議の委員及び3つの専門部会での委員謝金で32万4,000円の増額でございます。5目報償費については、生活支援体制整備事業、協議体の設置、コーディネーターの配置実施に係る協議体委員への謝金6万円の増額でございます。7款1項予備費1万6,000円の減額でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。予算書の4ページでございます。この法改正に伴いますところのシステムの改修費の国の補助金ですが、当初は50%補助が、今回ですと、ざっと計算しますと、28%ほどに下がっているということな

んですね。これは、当初はこういう制度がわからなくて50%という見込みだったのか、それともそれ以降28%に下がったのかという話なんですね。といいますのは、これをざっと計算しますと、本来でしたら440万円ほどの一般財源の持ち出しで済むところが、今回このことによって680万円の財源の持ち出しになってるということになります。これも本来、介護保険法の改正ですんで、当然国が2分の1を持ってしかるべきと思うんですが、このように28%に下がったというような背景というんですか、人口で案分したということはわかっていますが、なぜこのような現象が出てくるのかという分について説明をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。内容を申し上げますと、1万人未満の市町村が120万、10万人から1万人以上が250万、10万人以上30万人未満の市町村が500万、中核市、人口30万人以上の市町村が900万、指定都市が2,800万というような形になっておりまして、済みません、それが所要額となっております。兵庫県の全体の費用を2分の1して、それをまた人口規模別に並べかえたというような形で県からは通知が参っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。経過はよくわかったんですが、私がちょっと理解ができないのは、当初は50%ですよという話があって、結果としまして28%に下がりましたという部分についての、このような考え方でいいのかどうかということですね、その辺をお尋ねしたいと思います。確かに人口によって額は説明でわかりましたが、補助率が年度の経過中に下げられるという部分であります。ましてや、これも先ほど言いましたように、介護保険法に伴いますところの改正ですんで、これは本来ちゃんと補助等については対応してもらうべきもんだと思うんですが、そういう部分についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） その詳細については、3日後でしたか、総務文教常任委員会の際に報告させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（安部 重助君） ちょっとこれはぐあいが悪い。（「付託案件じゃない」と呼ぶ者あり）

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 済みません。基本的には、申しわけございません、41市町の分を全部積み上げて、それを2分の1したものを人口規模で段階別に分けていったというような形でしたという形で厚労省のほうからは通知が来ております。

○議長（安部 重助君） ちょっと追加で、なぜかいうのを。
健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 三谷議員さんがお尋ねの28%でいいのか

ということですが、この内示については国からの内示ということ、こちらのほうから、納得できる金額ではないんですけれども、変えようのない金額でございますので、やむを得ないと、このように考えます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員、ちょっとあえて1回許します。（「3回目ちゃうかな」と呼ぶ者あり）

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。私がなぜこのような質問をしますかといいますと、これは委員会でもしよっちゅう言うんですけど、合併から10年過ぎましたら、来年以降、財政的には厳しくなります。そういう部分の中で、やっぱり補助金の確保なり、それから経費の節減いうのには常に意図いうんか、意識を持つとかなあかん部分なんです。ところが、今言いましたように、何回も言いますが、私は、私の考え方が間違ってると言われたらそれまでですが、これは介護保険法という法律の中で動いてますんで、国は2分の1見ますよという話が当初にあるとなれば、結果として、神河町が880万ほど使ったとするならば、それによって介護保険法の改正に対応できるということになれば、当然440万円の補助金が出てくるという、私はそのようなこだわりを持つ中で、県か、もしくは厚労省か知りませんが、その辺と交渉すべきだと思うんです。そのような姿勢によって今後の町財政の中での運営というのが図れていくと思うんですが、そのような意図の中で質問してますので、その部分についての私の考え方も含めて答弁を願いたいと思います。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。三谷議員さんがおっしゃるとおり、介護給付費については、国が幾ら、県が幾らというような、ちゃんとしたそういう負担割合はルール化されておりますけども、この事務費については特にそういったものは聞いておりません。それで、この内示によって補正をしたということで、確かに財源がなくておかしいと思うのが当たり前ですけども、今後、内容をもう一度確認してみたいと思います。

○議長（安部 重助君） 特に1回許します。質問があったらどうぞ。（「もうよろしいです」と呼ぶ者あり）

ほかにございますか。

財政特命参事、何か財源確保の面から。

財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。三谷議員おっしゃられるとおり、今から普通交付税が減り、一般財源が縮小していく中では、当初予算の段階からきちっと国庫補助金の整理、精査をしていながら、あるいは途中で制度改正があって補助率が変るという部分を除いては、当初予算の段階におきましてはきちっとした補助内容に基づいて整理をして当初予算を今後組んでいきたいと、このように考えておきまして、その部分については特別会計においても同じだろうと考え

ておりますので、その辺は今後、平成28年度の予算編成に向けて徹底してまいりたいと、このように考えております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第16 第131号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第131号議案、平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第131号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

歳出では、人件費において扶養手当等を16万4,000円減額し、時間外勤務手当に不足が生じることから50万円を増額しております。また、訪問看護ステーションをPRをすることで利用者の増を図るため、訪問看護啓発チラシを作成したことにより、需用費において印刷製本費を8万円増額、また、一時借入金利子を1万円増額しております。これらにより予備費を42万6,000円を減額いたします。予算総額の変更はございません。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第17 第132号議案

○議長（安部 重助君） 日程第17、第132号議案、平成27年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第132号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

ます。

本議案は、平成27年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、川上薬品沈殿池横に井戸用地を追加借地し、豪雨時の濁度対策として新たな水源を確保するためのものです。追加借地料として2,000円を増額し、これらの財源として予備費を2,000円減額いたします。

次に、予算第4条の資本的収入で、水道施設整備事業国庫補助金等交付額確定によるもので、企業債は6,880万円、国県支出金は2,294万8,000円の減額をいたします。資本的支出も水道施設整備事業費確定により委託料で40万円の減額、工事請負費で8,500万円の減額をいたします。固定資産購入費の確定により74万円の減額と、川上薬品沈殿池横の井戸用地の借地にある杉の木の取得補償をするために補償費として6万2,000円計上します。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,964万円は過年度損益勘定留保資金等で補填いたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、上下水道課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課の中島でございます。それでは、132号議案について詳細を説明させていただきます。

1ページをごらんください。第2条、予算第3条の収益的支出の予定額で営業費用を2,000円増額し、財源として予備費を2,000円減額します。第3条、予算第4条の資本的収入及び支出の予定額で資本的収入では、企業債を6,880万円減額、国・県支出金を2,294万8,000円減額いたします。資本的支出では、建設改良費で8,607万8,000円減額します。

2ページをごらんください。第4条、水道施設整備事業債を1億7,790万円を限度額といたします。

3ページをごらんください。詳細を説明いたします。原水及び浄水費の賃借料で2,000円の増額をいたします。これは川上薬品沈殿池の横に井戸を設置するための借地料です。豪雨時に河川の濁度が上がり、取水できない時間を軽減するために井戸を設置し、安定した原水を確保するためのものです。現在、湧水が出ている箇所があり、雨が降ると水量もふえ、水質も河川に比べると上質でございます。現在、統合にかかわる認可変更を行っておりますが、認可変更で取水池の追加で申請するために補正対応をさせていただきます。財源については、予備費を2,000円減額します。

4ページは、資本的収入です。水道施設整備事業国庫補助金等交付額確定によるものです。国の補助金を当初要望では8,225万円としておりましたが、最終的に国の補助

額が5,930万2,000円となりましたので、2,294万8,000円の減額補正をいたします。同じように、企業債についても国の補助金の確定により6,880万円の減額をいたします。

5ページをごらんください。資本的支出になります。事務費の補償費で6万2,000円の増額ですが、先ほどの川上薬品沈殿池横の井戸の設置にかかわるもので108平米を借地いたしますが、その中に杉があります。その補償費で金額は6万2,000円になります。施設費の委託料と工事請負費については、入札により金額が確定しましたので、減額補正いたします。固定資産購入費については、購入費用の確定により減額補正するものです。

7ページは、キャッシュフロー計算書となっております。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第18 第133号議案

○議長（安部 重助君） 日程第18、第133号議案、平成27年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第133号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成27年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正内容は、予算第3条の収益的収入の予定額で新規加入に伴う加入金の増によるもので105万円の増額、収益的支出は、平成27年度減価償却費の確定による減額で、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具については合計で902万3,000円を減額し、工具器具備品については1,000円の増額補正をするものです。予算第4条の資本的収入及び支出の予定額で減価償却費の確定に伴い、資本費平準化債を380万円増額し、限度額を1億3,620万円といたします。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億8,372万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願い

いたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課の中島でございます。それでは、第133号議案について詳細を説明させていただきます。

1ページをごらんください。第2条、予算第3条の収益的支出の予定額で営業収益を105万円増額します。収益的支出では、営業費用を902万2,000円減額し、予備費では1,007万2,000円増額し、下水道事業費用を105万円といたします。第3条、予算第4条の資本的収入及び支出の予定額で資本的収入では、企業債を380万円増額いたします。

2ページをごらんください。第4条、資本費平準化債です。1億3,620万円を限度額といたします。

3ページをごらんください。その他営業収益の雑収益で105万円の増額をいたします。これは、当初見込んでいた新規加入金が予想以上にふえたために増額させていただきます。

4ページは、収益的支出です。平成27年度減価償却費の確定による減額で、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、合わせて902万3,000円の減額をし、工具器具備品では1,000円の増額をいたします。財源として、予備費で1,007万2,000円の増額をいたします。

5ページは、資本的収入になります。企業債の借り入れで減価償却費の確定により資本費平準化債380万円の増額をさせていただきます。

6ページは、キャッシュフローとなっております。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第19 第134号議案

○議長（安部 重助君） 日程第19、第134号議案、平成27年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第134号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

ます。

本議案は、平成27年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）でございます。補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容としましては、人件費において職員の退職及び採用、育休者の減額、その他諸手当の増減により303万8,000円を減額しています。また、法定福利費の共済組合負担金において、10月から標準報酬制に移行したことなどから549万7,000円増額をいたしております。また、研究研修費において予定していた院内研修がふえたことにより講師謝金を5万円増額、材料費の医療消耗備品費において、当初4条予算で購入する予定であったものが、価格交渉などにより単価が安くなり、3条予算、収益的支出で購入するため200万円を増額しています。なお、4条予算において、その分の資産購入費を200万円減額しております。また、一般会計からの繰入金、他会計負担金につきましては、当初、第3条予算で2億6,000万円、第4条で1億円、合計3億6,000万円計上していましたが、今回の補正で第3条に1億4,000万円を増額いたしております。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。それでは、公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきます。

予算実施計画で説明をさせていただきますので、3ページをお願いいたします。3ページは、収益的収入の負担金交付金では1億4,000万円を一般会計から負担増していただいております。収益的収支分で4億円となり、資本的収支分と合わせて5億円となっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。4ページは、収益的収支の支出でございます。給与費では、職員の異動による増減と、法定福利費では、共済組合負担金において10月から標準報酬制に移行したことによる増で475万1,000円と退職手当組合の特別負担金74万5,000円で、合計549万5,000円を増額いたしております。材料費の医療消耗備品費につきましては200万円の増額でございますが、これも先ほど町長からの説明もございましたが、10万円以上の価格で購入予定であったものが、価格が安くなったり、分けて購入することになり、1個の価格が10万円以下となりましたので、資本的収支の資産購入費で予定をしておりましたが、この材料費の医療消耗備品費で購入するものでございます。

6ページをお願いいたします。6ページでは、謝金を5万円増額しております。これ

は、職員の研修会の講師の謝金でございますが、研修会の回数がふえたものによる増額でございます。

7ページでは、資本的支出の資産購入費の200万円減につきましては、先ほど説明させていただきました材料購入費に振った分の減額でございます。

8ページは、キャッシュフロー計算書、9ページ以降は、給与費明細書を添付させていただいております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑、特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会に付託した議案審査のため、あすから12月14日まで休会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、委員会に付託した議案審査のため、あすから12月14日まで休会と決定しました。

次の本会議は、12月15日午前9時再開といたします。

本日はこれにて散会といたします。どうも御苦労さんでした。

午後2時48分散会
